

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

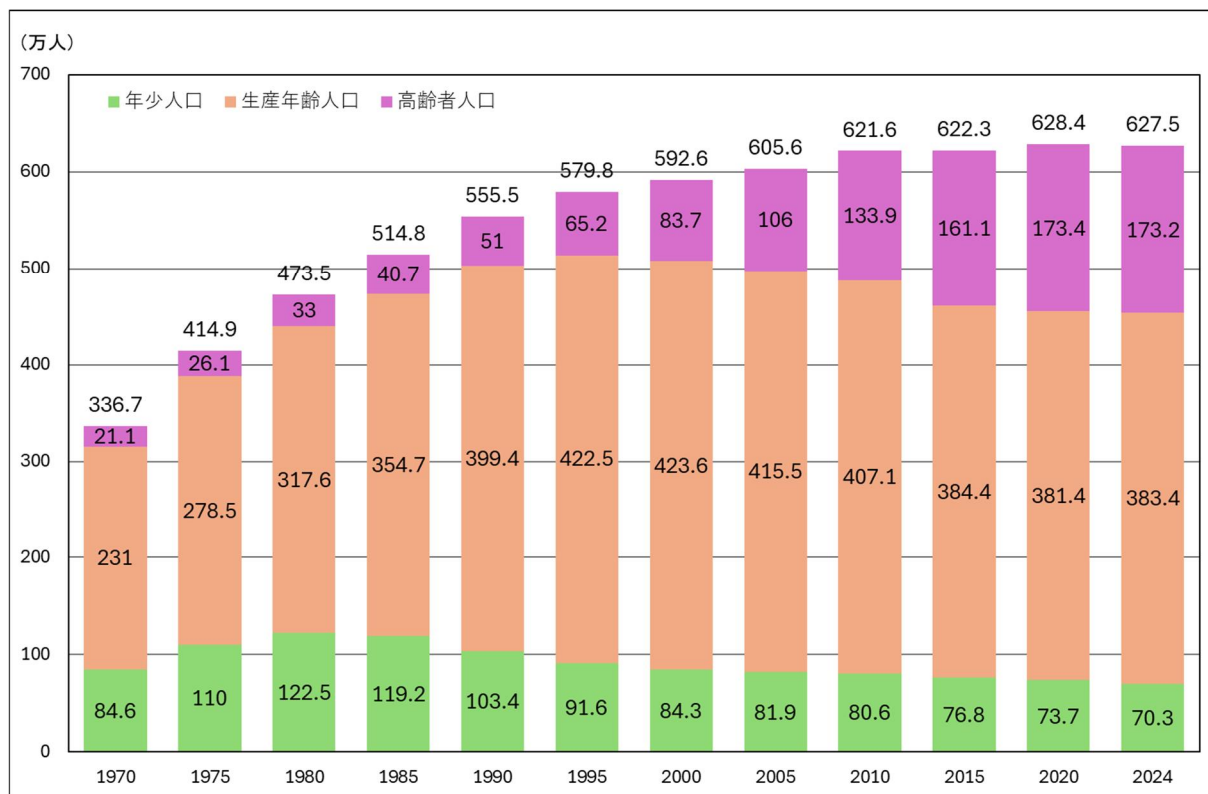
(1) 少子化の進行

①県人口の推移

本県の総人口は、1970年から2020年の50年間で約2倍まで増加しましたが、その後、社会増を自然減が上回る総人口減少時代に入っています。

年少人口（0歳～14歳までの人口）については、1970年代の第二次ベビーブームの影響等により1980年まで急増したものの、その後減少傾向に転じ、2005年以降は高齢者人口を下回っています。

(図表1) 千葉県の総人口及び3区分別人口の推移



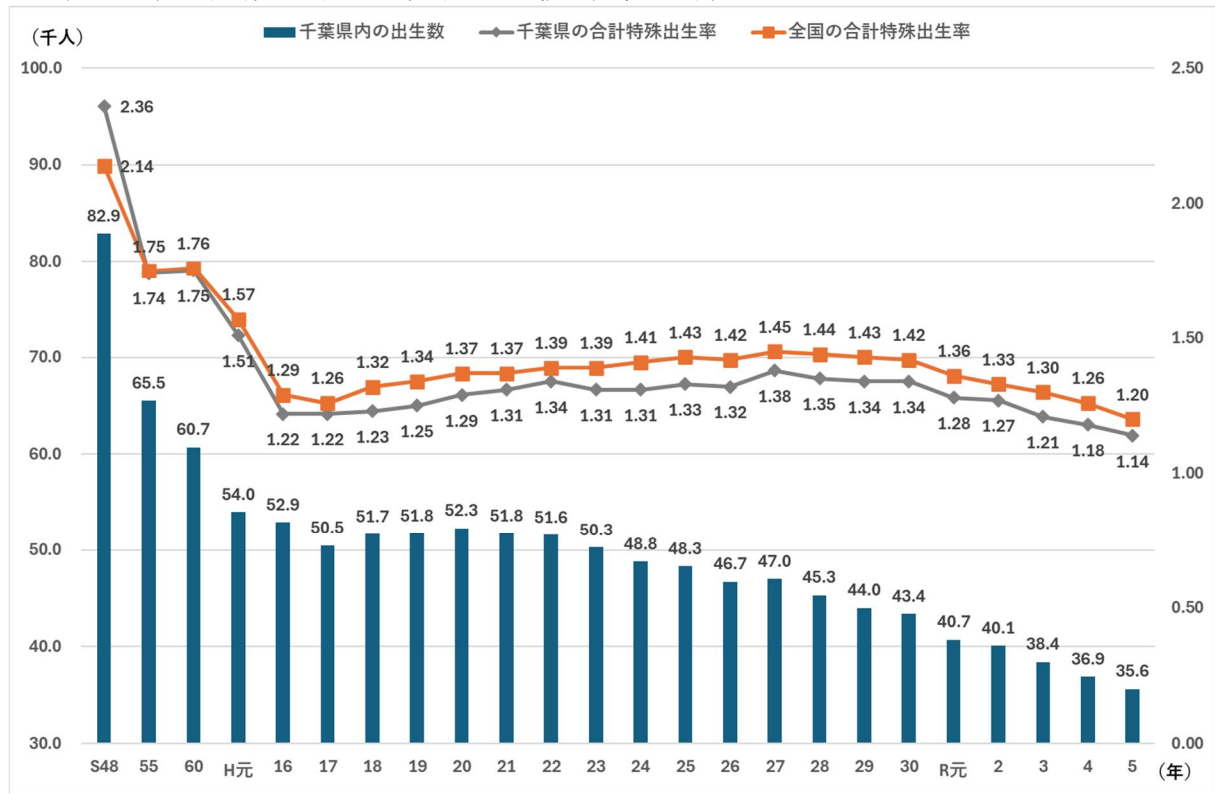
資料：総務省「国勢調査」。2024年は「千葉県毎月常人口調査」（国勢調査と同じ10月1日現在）を「千葉県年齢別・町丁字別人口」（令和6年4月1日現在）の年齢別人口比率を用いて按分して算出。

②出生数及び合計特殊出生率の推移

本県の出生数は、第二次ベビーブームのさなかの昭和48年（1973年）の8万2,960人をピークに減少傾向が続き、令和5年（2023年）には3万5,658人となっています。

合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生むこどもの数の推計値）は、昭和51年（1976年）に2.0を下回り、昭和60年（1985年）以降は全国平均を下回っており、令和5年（2023年）は1.14（全国1.20）となっています。

（図表2）出生数・合計特殊出生率推移（全国・県）

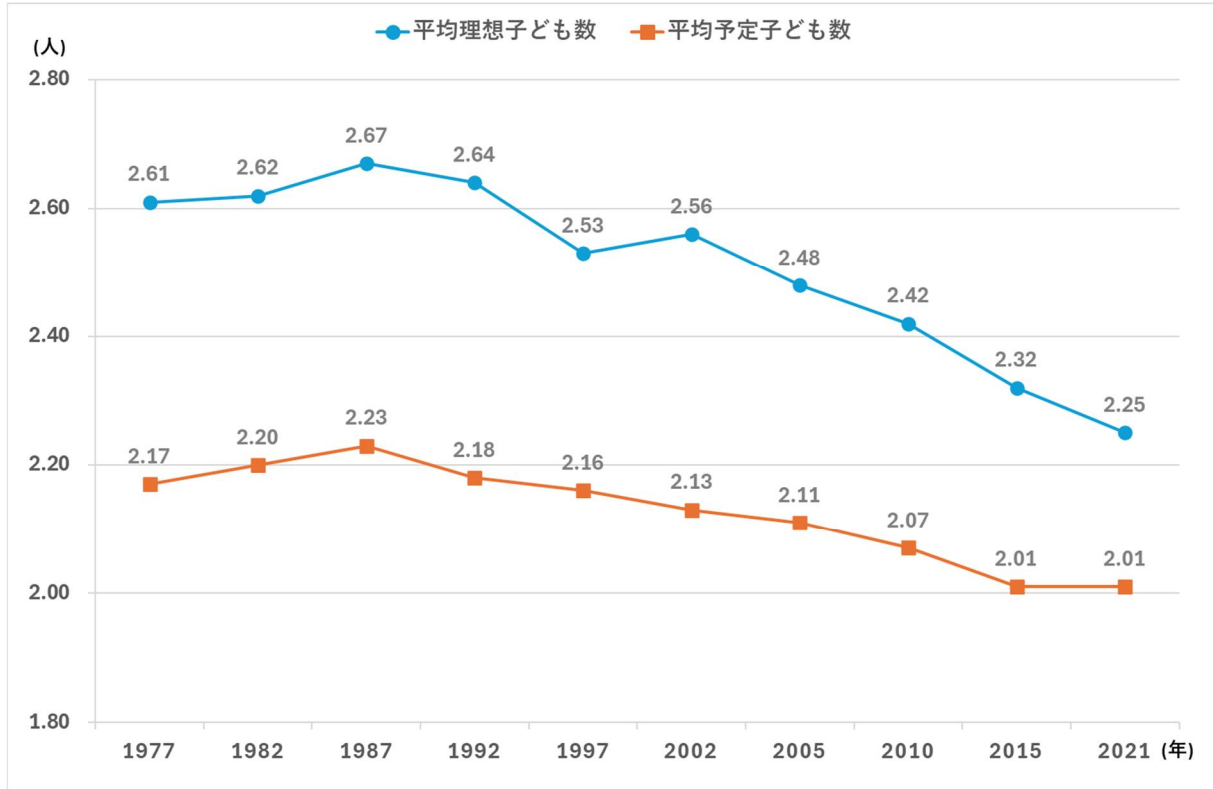


資料：厚生労働省 令和5年度「人口動態統計」

③理想子ども数と予定子ども数の推移

国立社会保障・人口問題研究所が令和3年（2021年）に実施した調査によると、夫婦にたずねた理想的な子ども数は、前回調査2.32人を下回り2.25人となっています。夫婦が実際に持つ予定の子ども数も2.01人となっています。

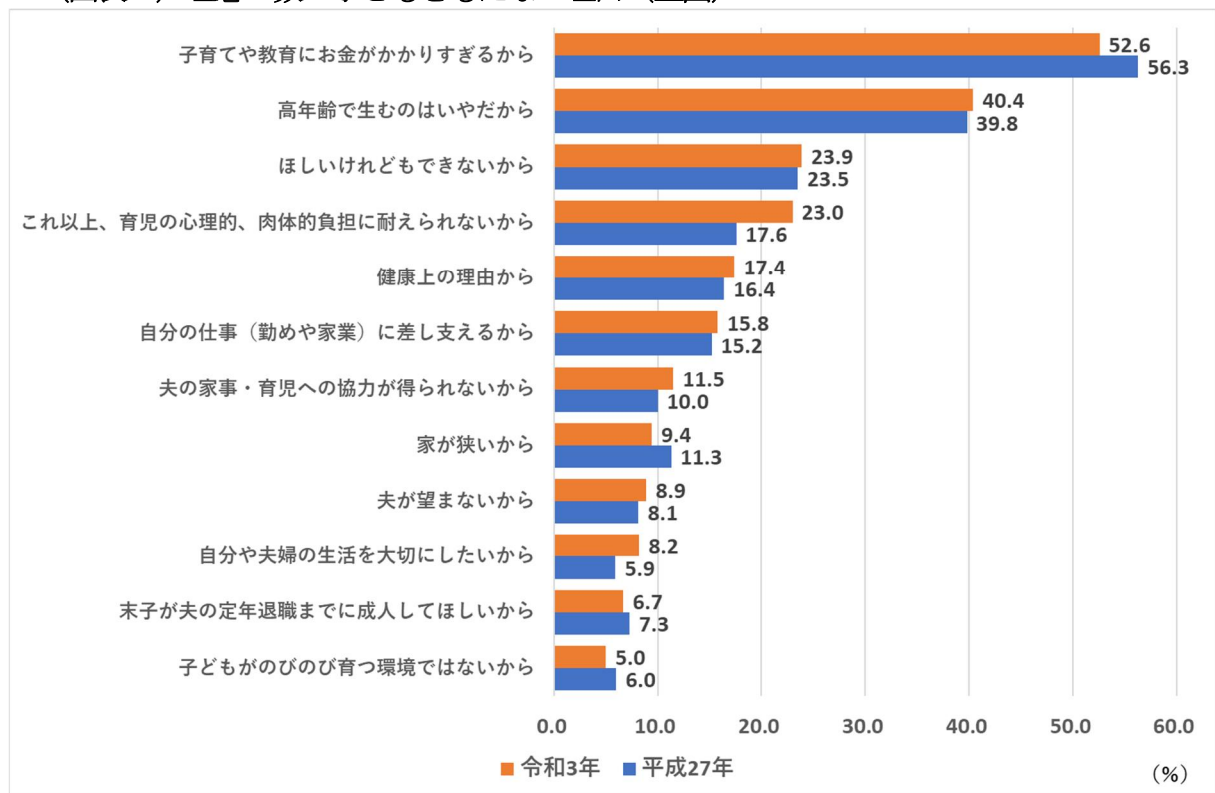
（図表3）平均理想子ども数、平均予定子ども数推移（全国）



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」（令和3年）

「理想の子ども数を持たない理由」として、経済的負担や年齢、妊娠や育児の困難さなどが挙げられています。

(図表4) 理想の数の子どもをもたない理由 (全国)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査

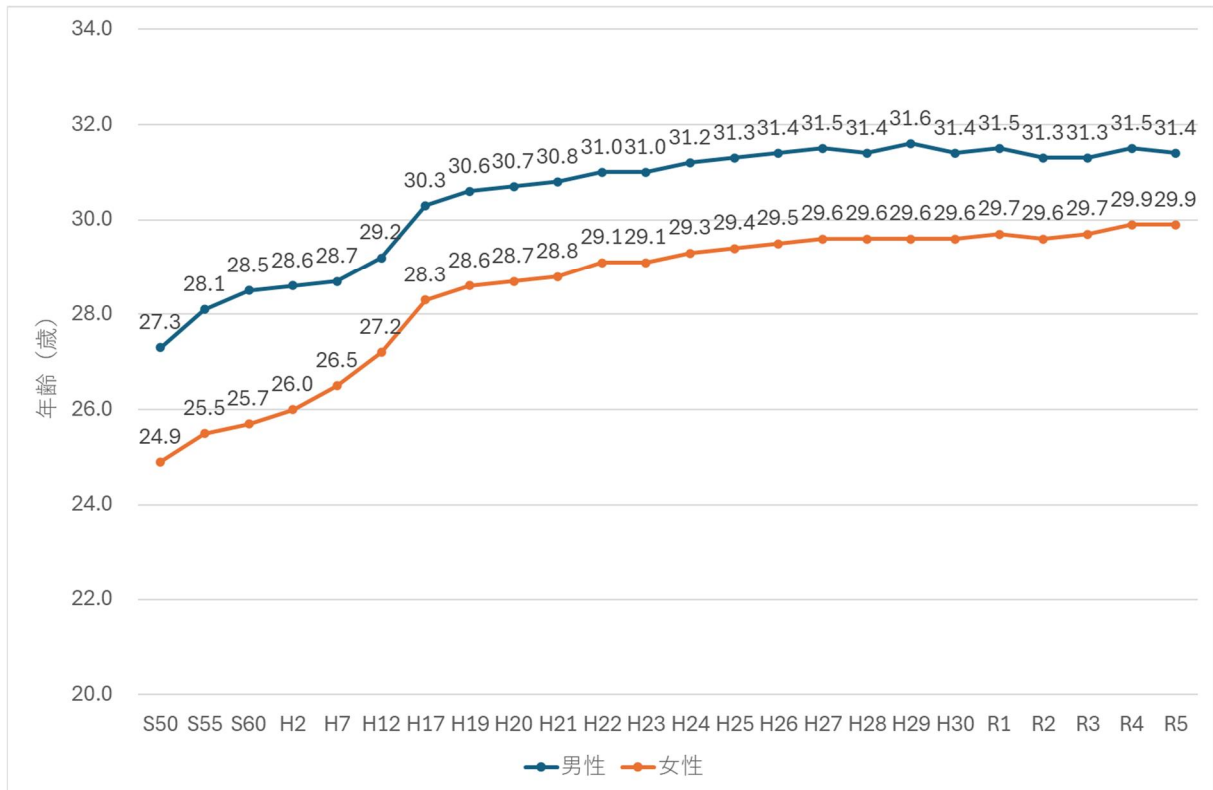
※対象は予定子ども数が理想子ども数を下回る、妻の調査時年齢50歳未満の初婚同士の夫婦。不詳を含まない選択率。複数回答のため合計値は100%を超える。

④平均初婚年齢・未婚率

本県の平均初婚年齢は、国の調査によると、令和5年（2023年）の男性で31.4歳、女性で29.9歳と上昇傾向にあります。

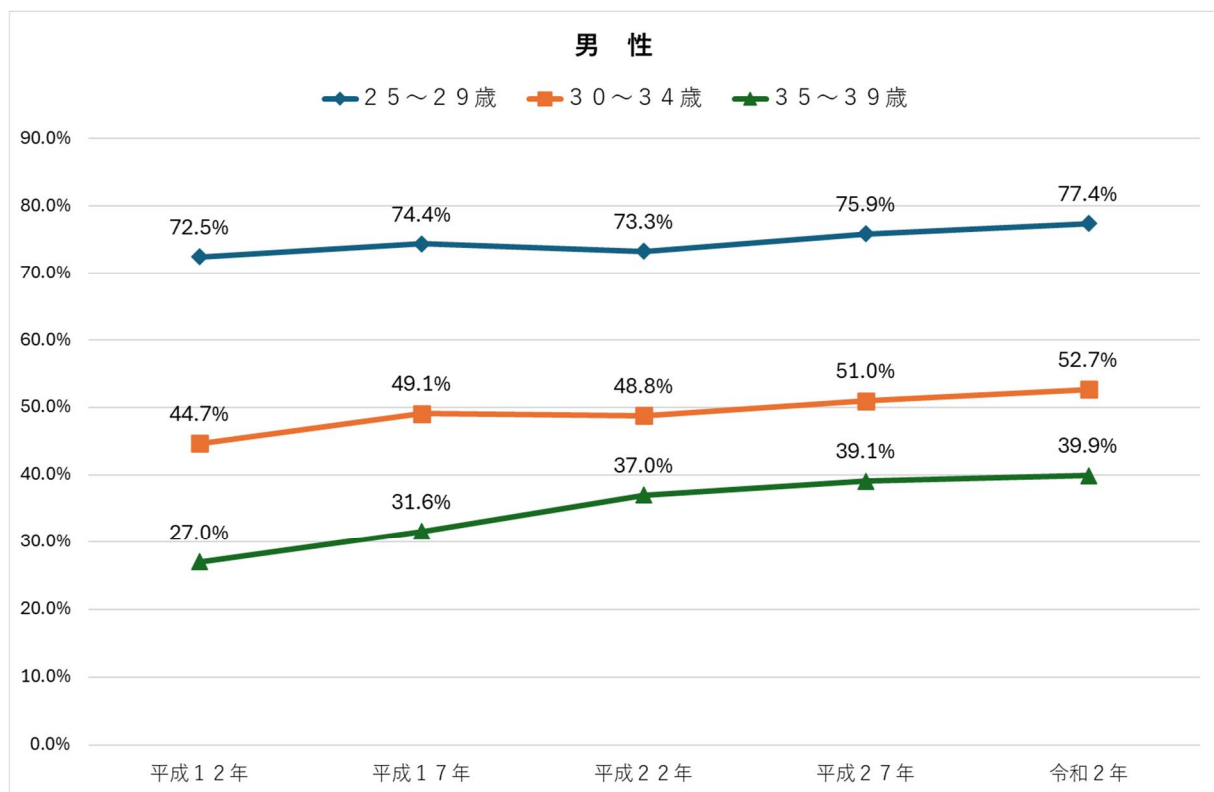
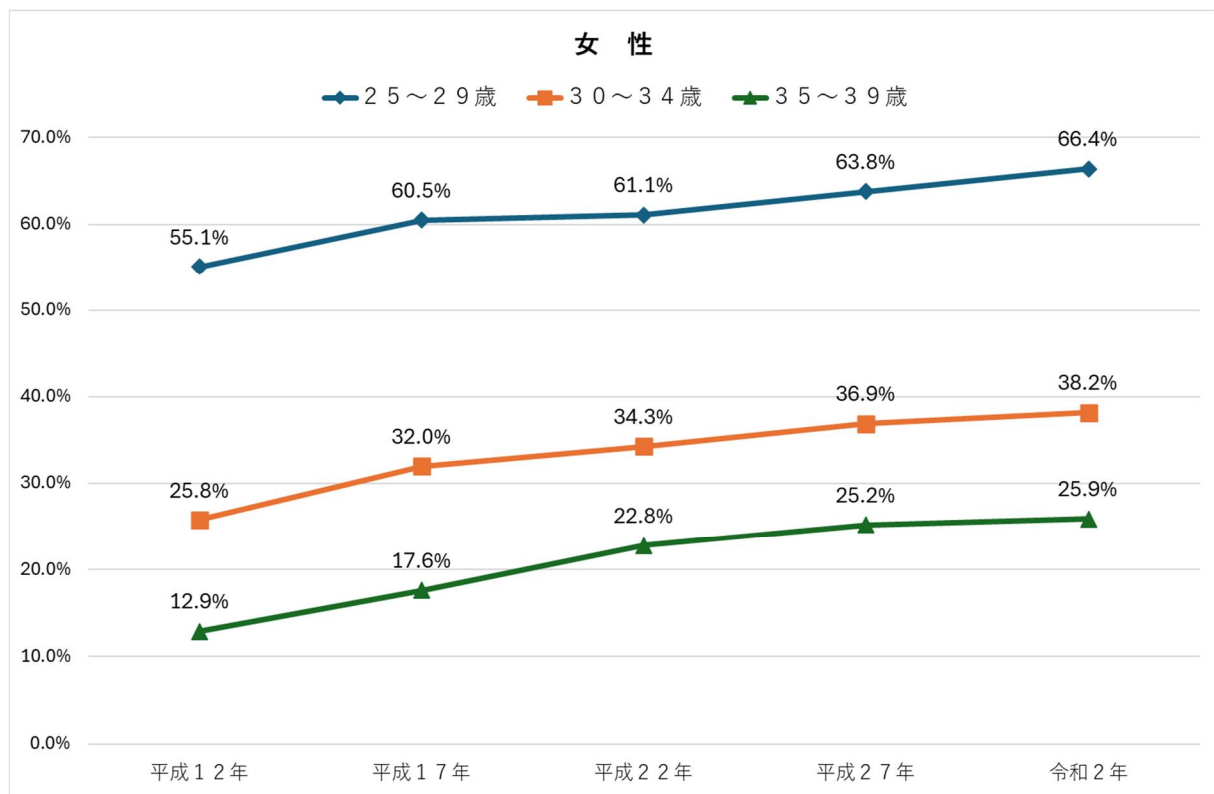
また、本県の未婚率は、令和2年（2020年）の国勢調査によると、男性・女性とも各年代において上昇しています。

（図表5）平均初婚年齢の推移（県）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(図表6) 未婚率の推移 (県)



資料：総務省「国勢調査」

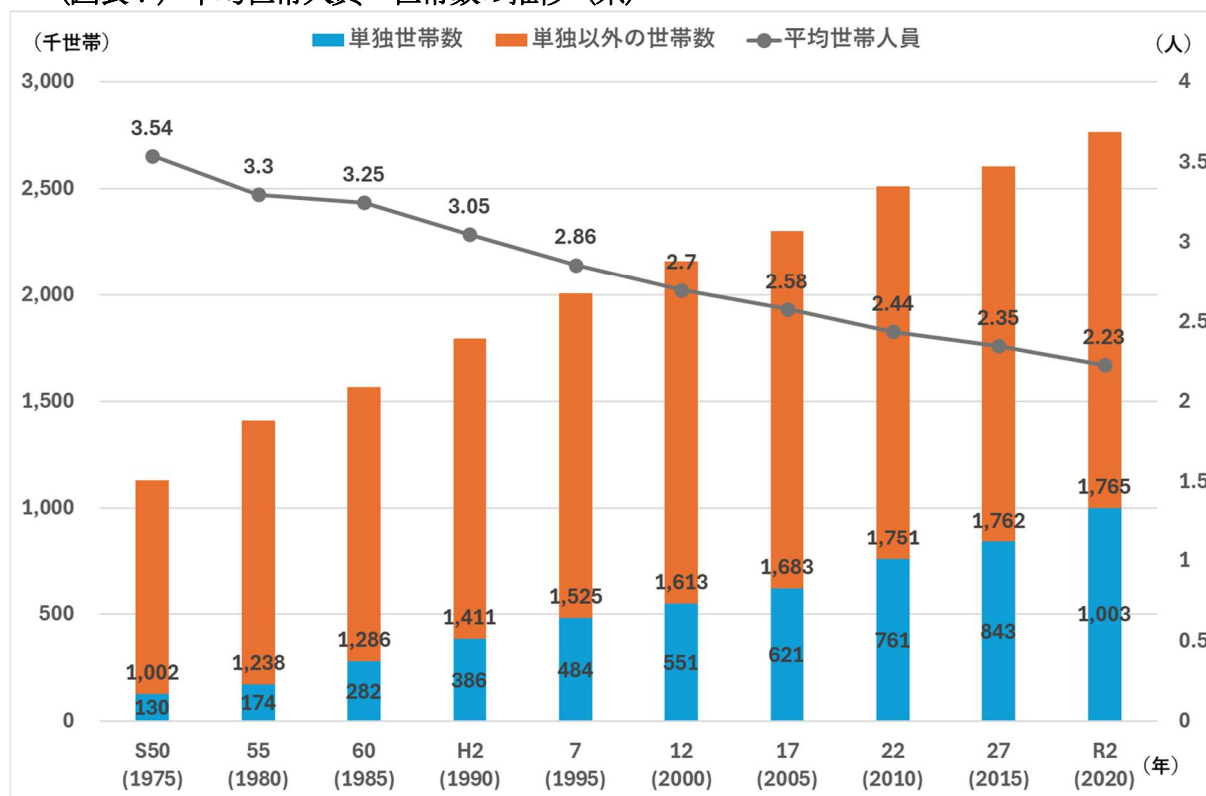
(2) 子育て家庭を取り巻く状況

①世帯の状況

昭和50年（1975年）には、本県の平均世帯人員は3.54人でした。

以降、平均世帯人員の減少と単独世帯数の増加が進み、令和2年（2020年）には平均世帯人員2.23人となっています。

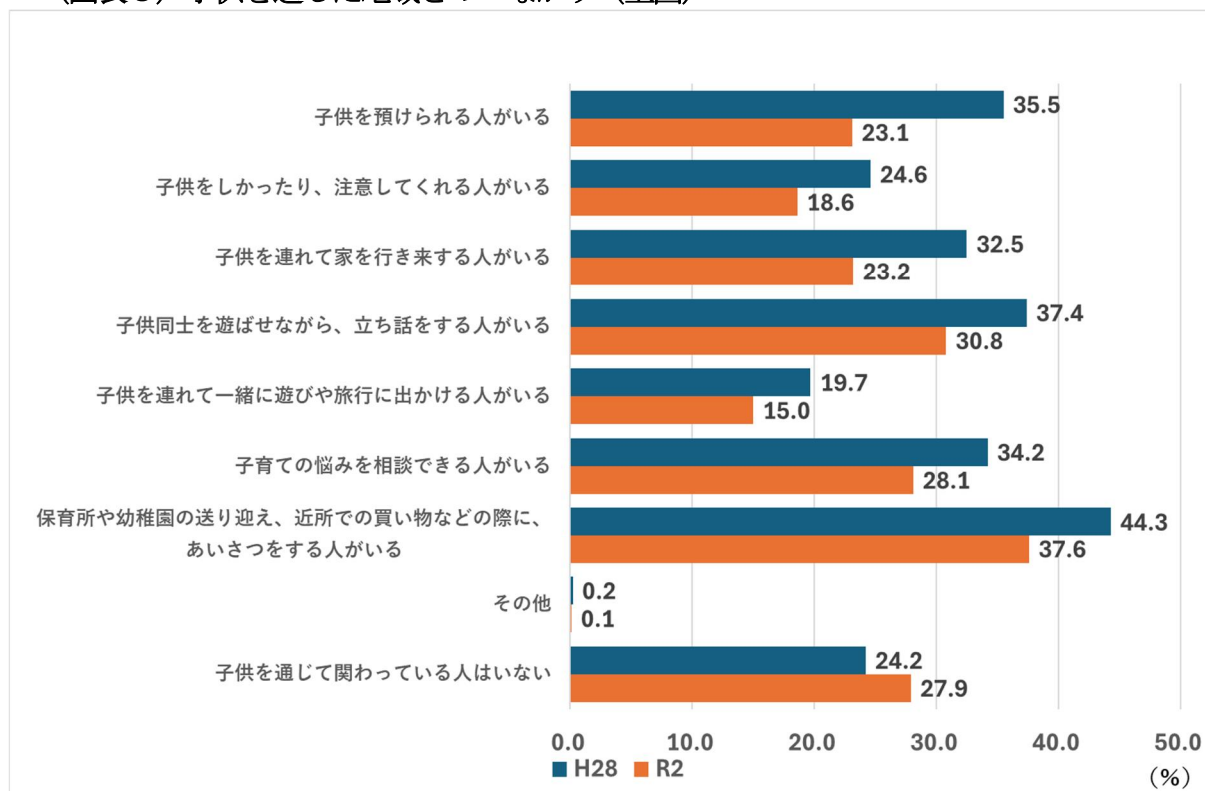
(図表7) 平均世帯人員・世帯数の推移（県）



資料：総務省統計局「国勢調査」（令和2年）

地域との付き合いについて、平成28年（2016年）と令和2年（2020年）を比較すると、こどもを預けられる人や家を行き来する人などの割合が減少し、こどもを通じて関わっている人のいない家庭の割合が増加しています。

(図表8) 子供を通じた地域とのつながり（全国）

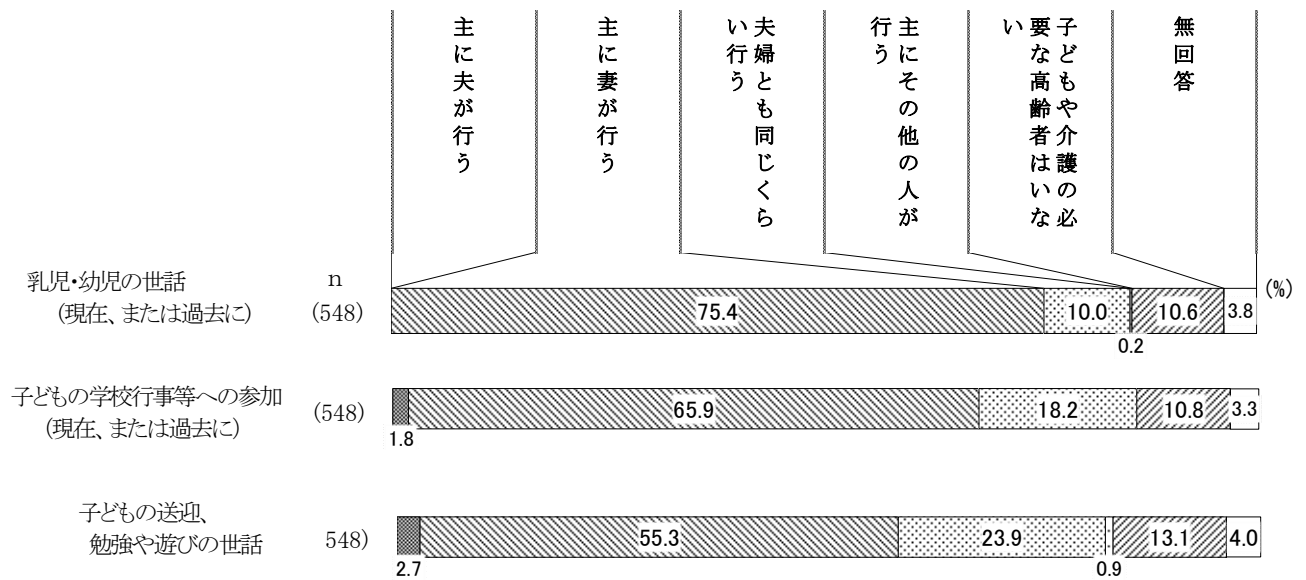


資料：文部科学省 令和2年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実に向けた保護者の意識に関する実態把握調査～」

②家庭の役割分担の状況等

令和元年度に実施した県の調査によると、子育てに係る家庭内の役割の多くが主に母親によって担われています。

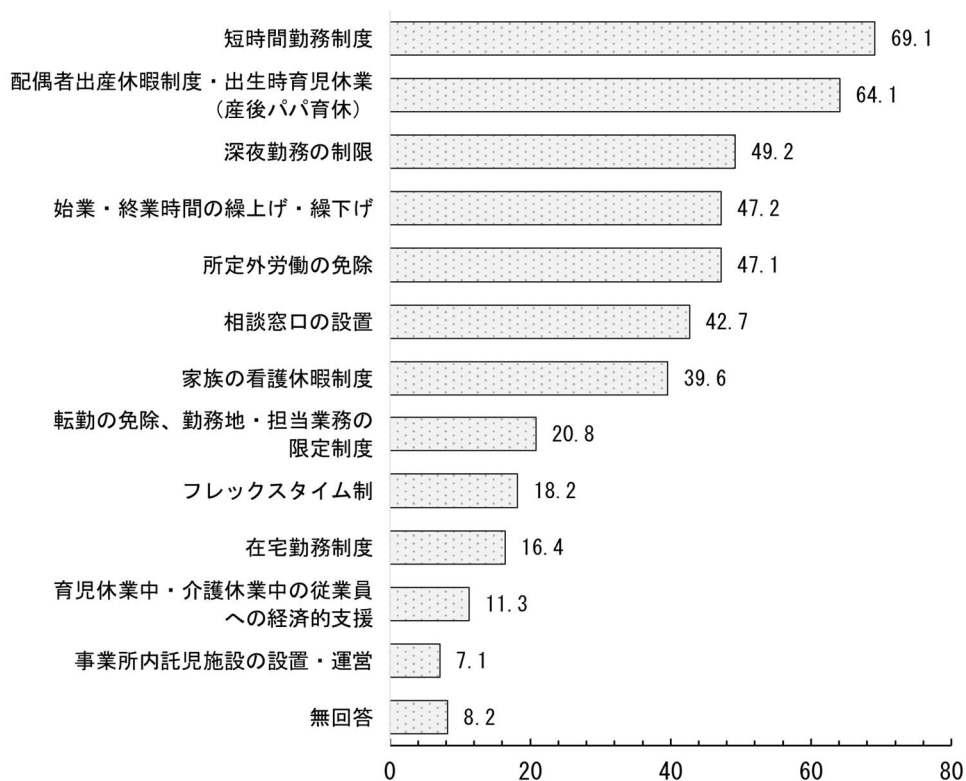
(図表 9) 家事等の役割分担 (県)



資料：千葉県男女共同参画課「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」抜粋（令和元年度）

企業による育児中の社員に対する支援等として、短時間勤務制度や男性の育児休業制度などが導入されています。

(図表10) 育児中の社員に対する支援制度・配慮の取組



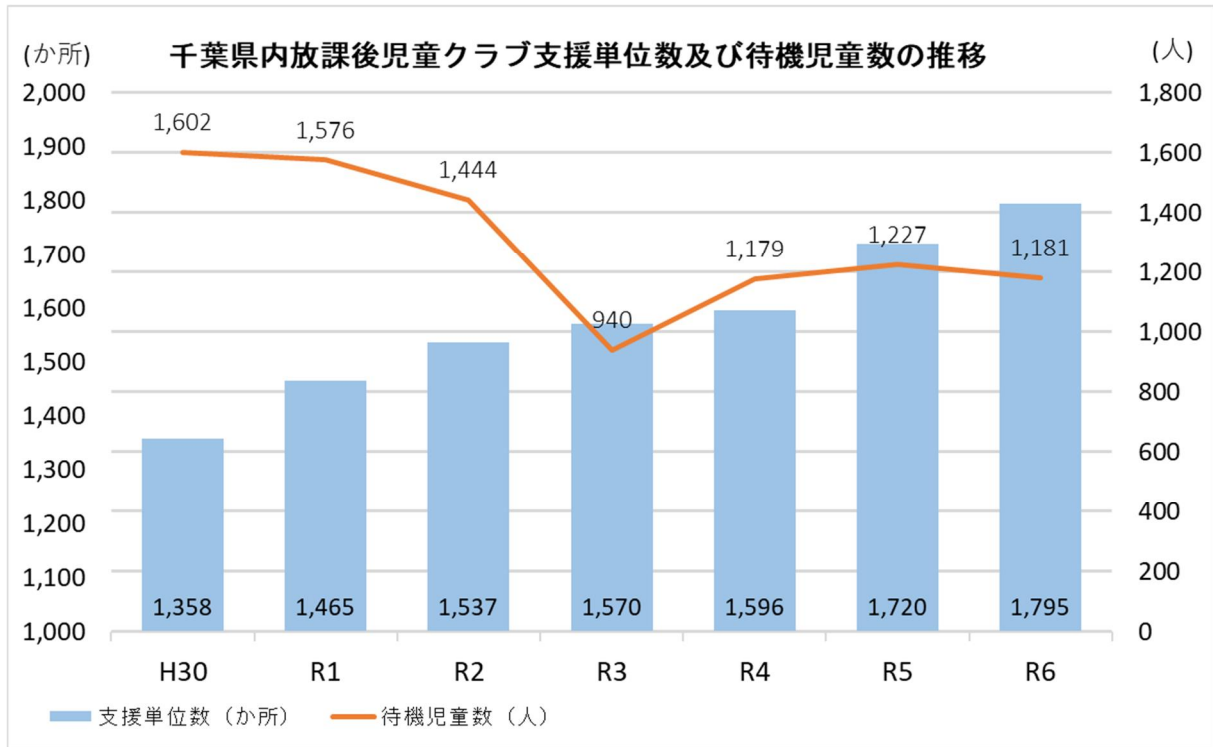
資料：千葉県商工労働部雇用労働課「働きやすい職場環境づくり取組状況調査」(令和5年度)

③放課後児童クラブ・放課後子供教室の状況

放課後児童クラブ支援単位数は年々増加しており、待機児童数の数は令和6年で1,181人とピークの平成30年と比較し、421人減少しています。

また、放課後子供教室設置校数については、令和5年度と令和4年度を比較すると、設置校数は増えています。

(図表11) 千葉県内放課後児童クラブ支援単位数及び待機児童数の推移



資料：放課後児童健全育成事業実施状況調査（H30～R6）

(図表12) 放課後子供教室設置校数

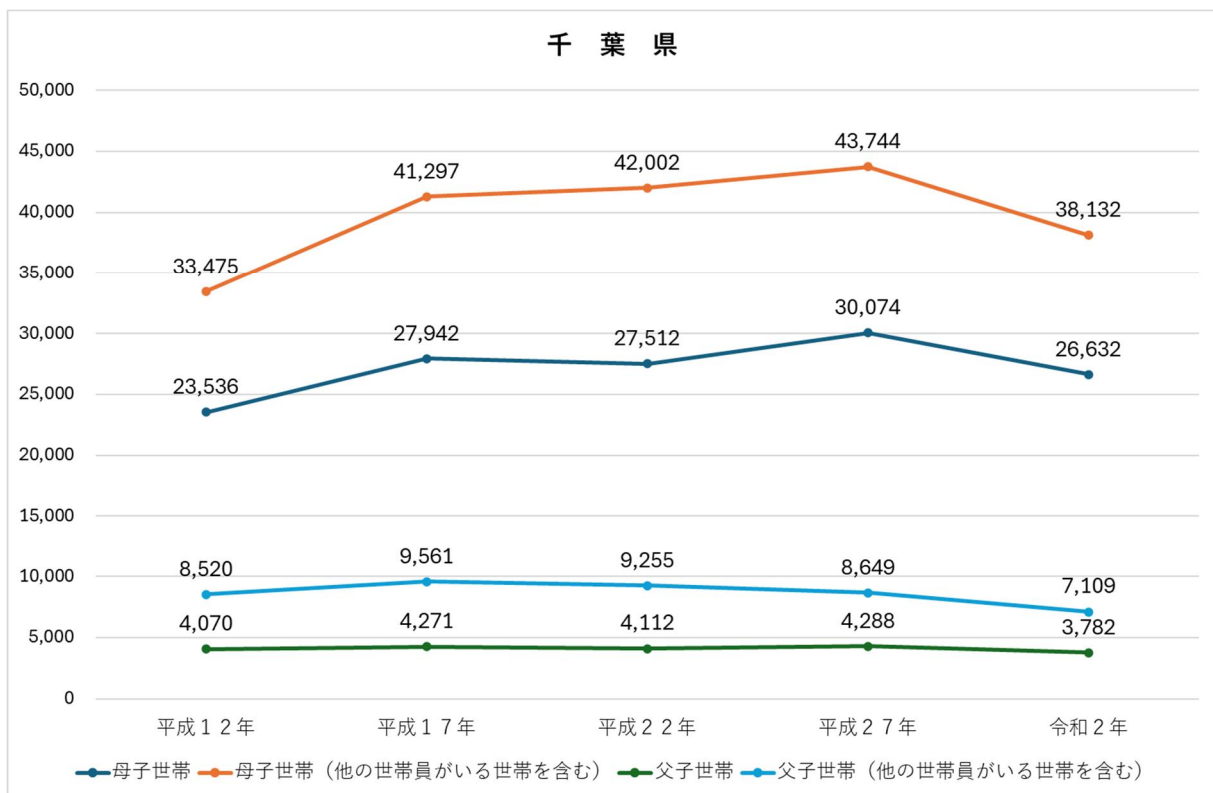
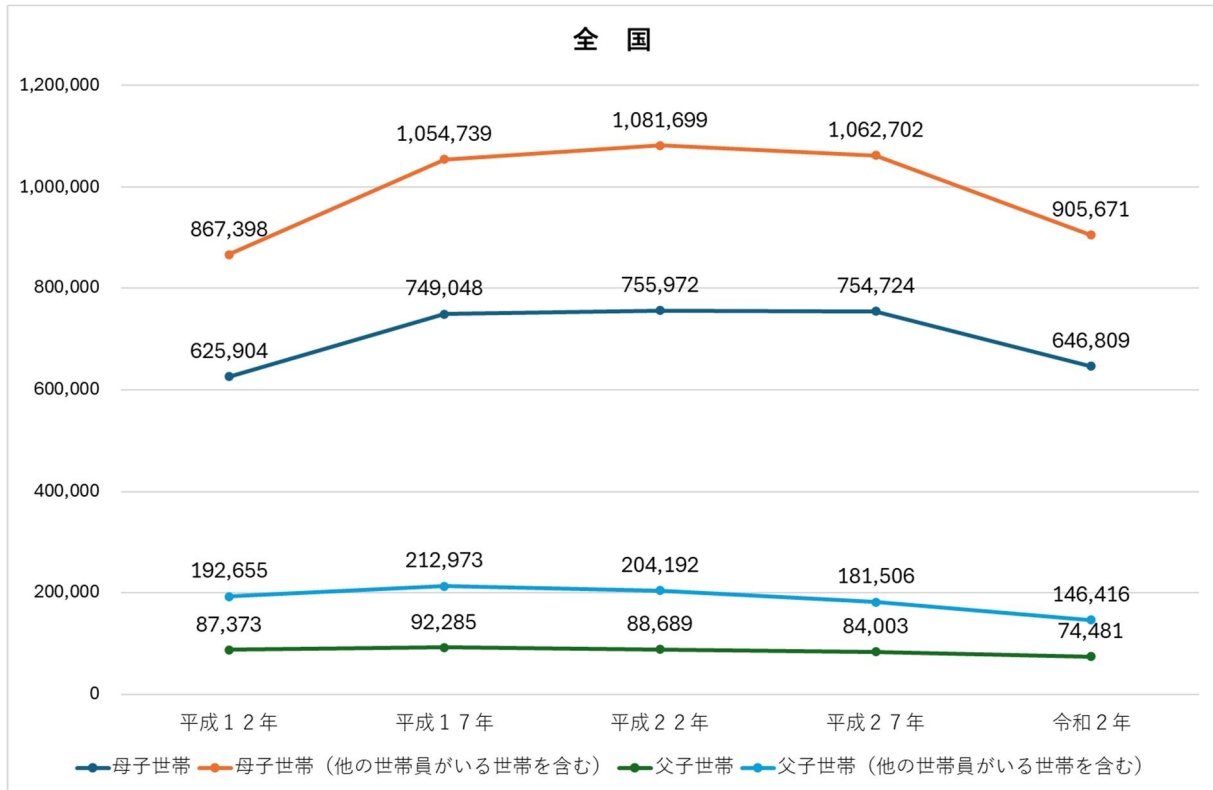
導入率（政令市除く）	R 4	R 5
放課後子供教室設置校	378校（39／53市町村）	383校（38／53市町村）

資料：千葉県教育庁生涯学習課「放課後子供教室実施状況」（令和4・5年度）

④ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の数は近年、やや減少傾向にあります。

(図表13) ひとり親世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」

(3) こども・若者を取り巻く状況

①こどもの貧困の状況

令和3年（2021年）の我が国のこどもの貧困率は、11.5%となっており、およそ9人に1人のこどもが、平均的な所得水準の半分以上での生活を余儀なくされています。

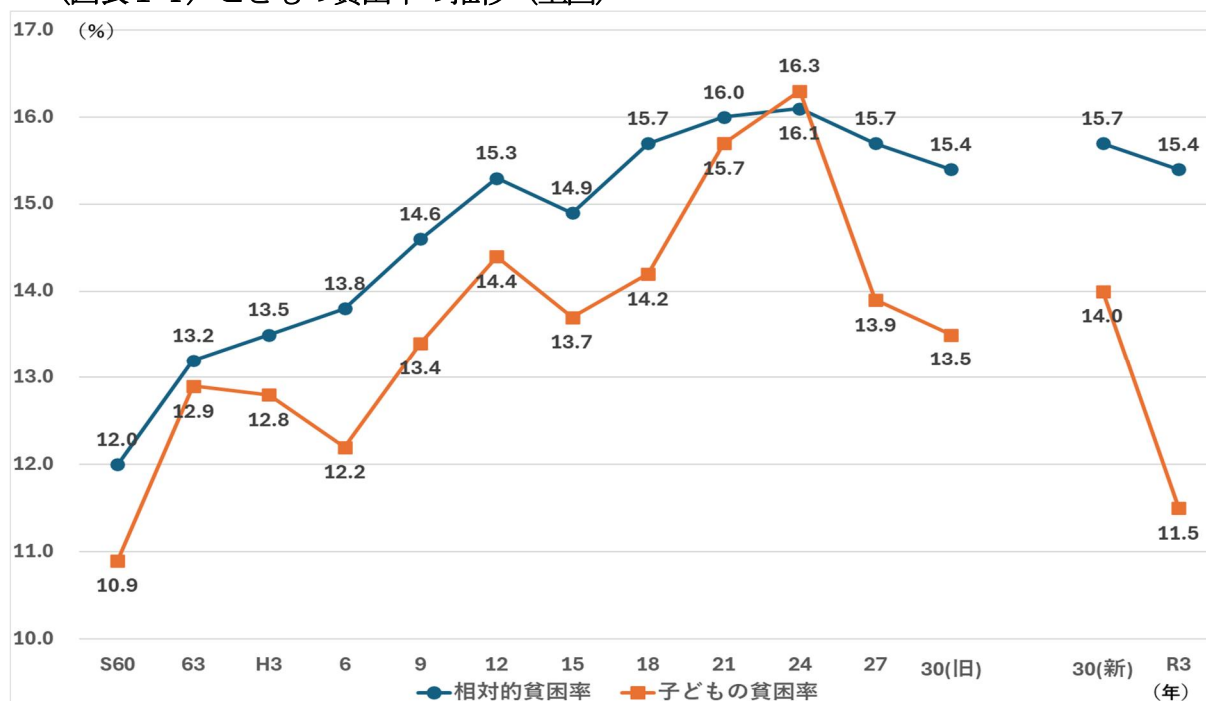
県が令和6年度に実施した「千葉県こどもの生活実態調査」等によると、貧困状態にある家庭では、こどもの自己肯定感が他の家庭に比べて低く、睡眠や食事等の基本的な生活習慣にも課題がみられるほか、家事や家族の世話で勉強や遊ぶ時間を十分にとれなかったこども、学校に行きたくないと思ったことのあるこどもや1か月以上学校を休んだことのあるこども等も他の家庭に比べて多い傾向にあり、貧困がこどもに与える影響は深刻かつ様々な場面に表れています。

全てのこども・若者が愛情に包まれて健やかに成長できるようにするためにも、貧困の解消に向けた対策が求められます。

また、ひとり親とこどもから成るひとり親世帯の貧困率は、令和3年（2021年）時点で44.5%となっており、大人が2人以上いる世帯の8.6%と比較して、高い割合を占めています。

ひとり親世帯は、ひとりの親が生計の維持と子育てを同時に担うことから、就業や子育て、生活に関する様々な困難に直面する場合があります、社会的に不利な境遇に陥りやすい状況にあることから、相談体制の整備や保護者に対する就労支援などの取組が求められます。

(図表14) こどもの貧困率の推移 (全国)



資料：厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査」

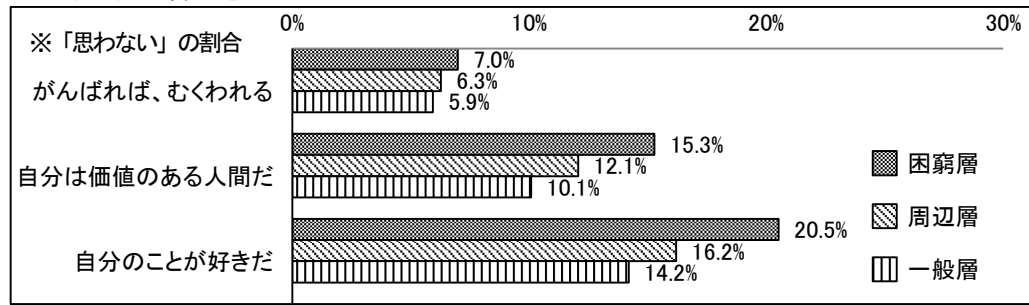
※相対的貧困率とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯の割合。なお、可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたもの。

※「子どもの貧困率」とは、こども（17歳以下の者）全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たないこどもの割合をいう。

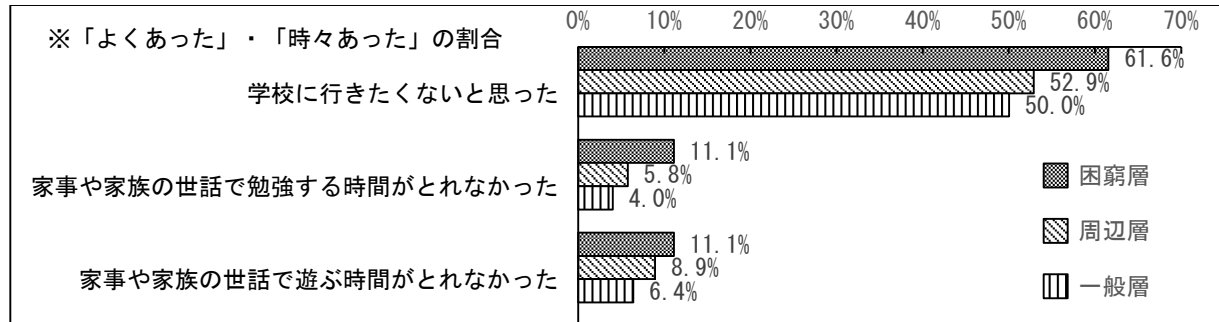
※平成30年の（新）及び令和3年は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いた新基準の数値である。

(図表 15) 貧困状態にある家庭のこどもの状況

こどもの自己肯定感



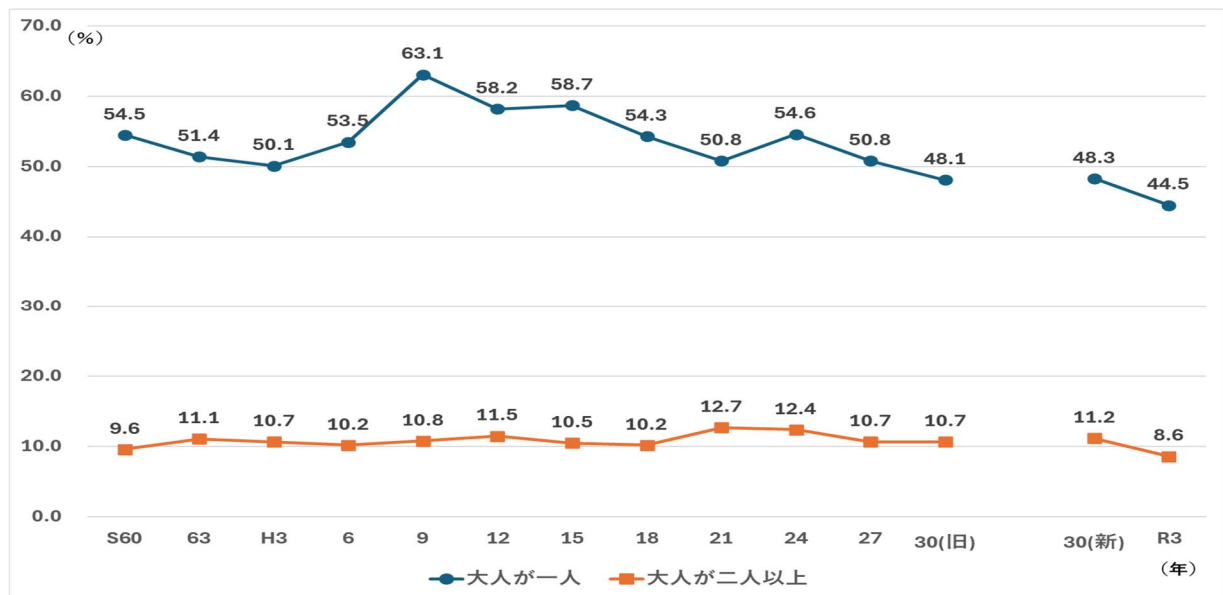
こどもの抱える課題



資料：千葉県健康福祉指導課「千葉県こどもの生活実態調査」等抜粋

※本調査ではこどもの生活困難を3つの要素(①低所得、②家計の逼迫、③こどもの体験や所有物の欠如)に基づき分類しており、3要素のうち2つ以上の要素に該当する層を「困窮層」、いずれか1つの要素に該当する層を「周辺層」と分類している。

(図表 16) こどもがいる現役世帯の貧困率の推移 (全国)



資料：厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査」

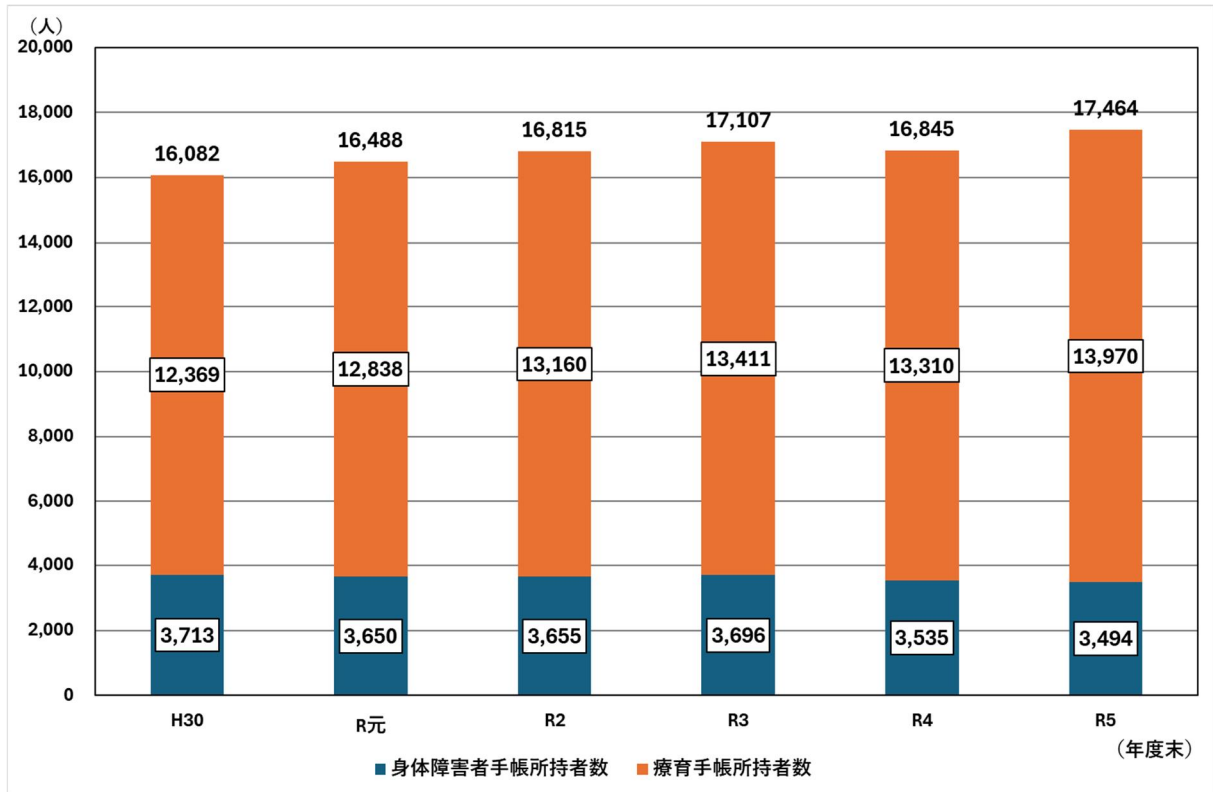
※こどもがいる現役世帯の貧困率とは、現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満の世帯）に属する世帯員全体に占める、等価可処分所得が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合をいう。

※平成30年の（新）及び令和3年は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いた新基準の数値である。

②障害者手帳所持の状況

本県における１８歳未満の障害者手帳所持者数（身体障害者手帳及び療育手帳）は、令和５年度末現在で１７，４６４人で、平成３０年度末の１６，０８２人と比べると、１，３８２人増加しています。

（図表１７）障害者手帳所持者数（１８歳未満）（県）

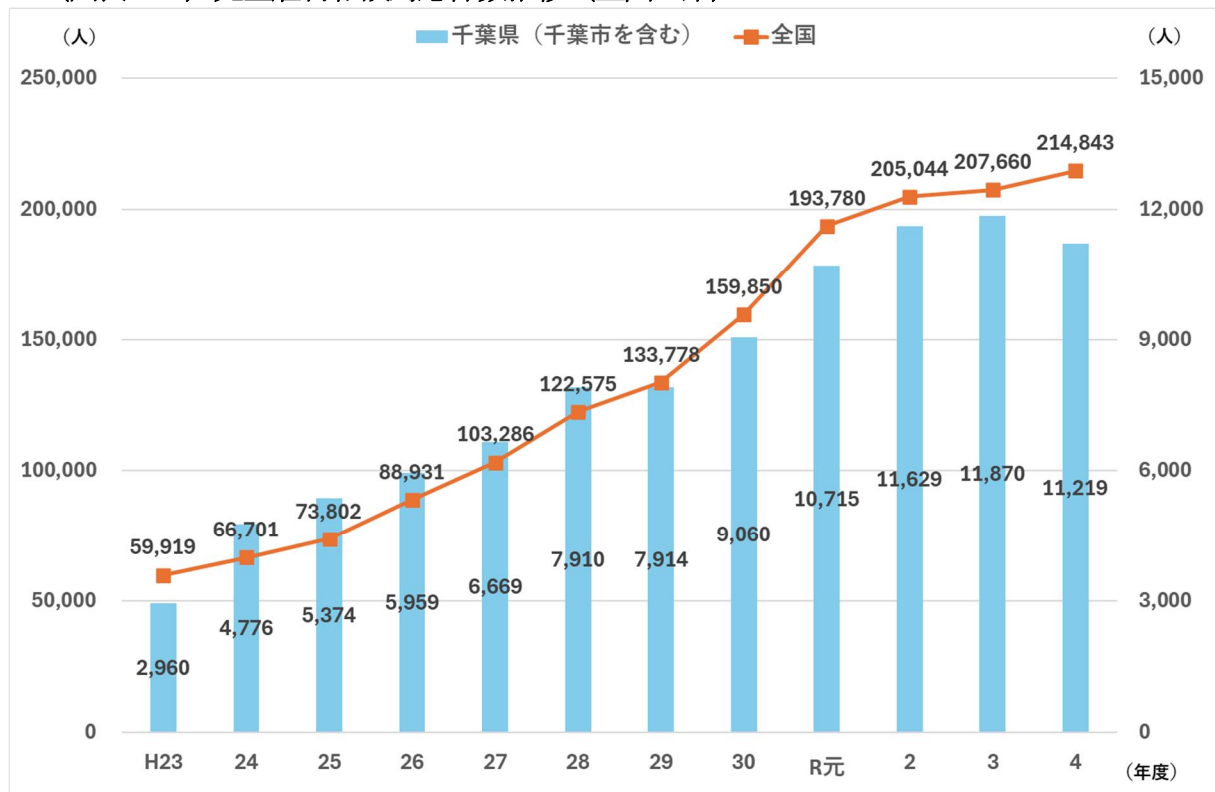


資料：障害者福祉推進課

③児童虐待相談対応件数の状況

本県の児童相談所の児童虐待に関する相談対応件数は、令和4年度では11,219件であり、前年度と比較すると651件減少していますが、令和元年度から高い水準でほぼ横ばいとなっています。児童虐待は、重大な人権侵害であるとともに、犯罪となりうる行為です。それらの防止に向けた広報啓発活動を行うとともに、相談体制の整備や被害者がその後、安心安全な生活を送るための支援が求められています。

(図表18) 児童虐待相談対応件数推移(全国・県)



資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

④里親等委託児童

本県の里親等委託児童数・里親等委託率は増加傾向です。

(図表19) 里親等委託率の推移【千葉県】

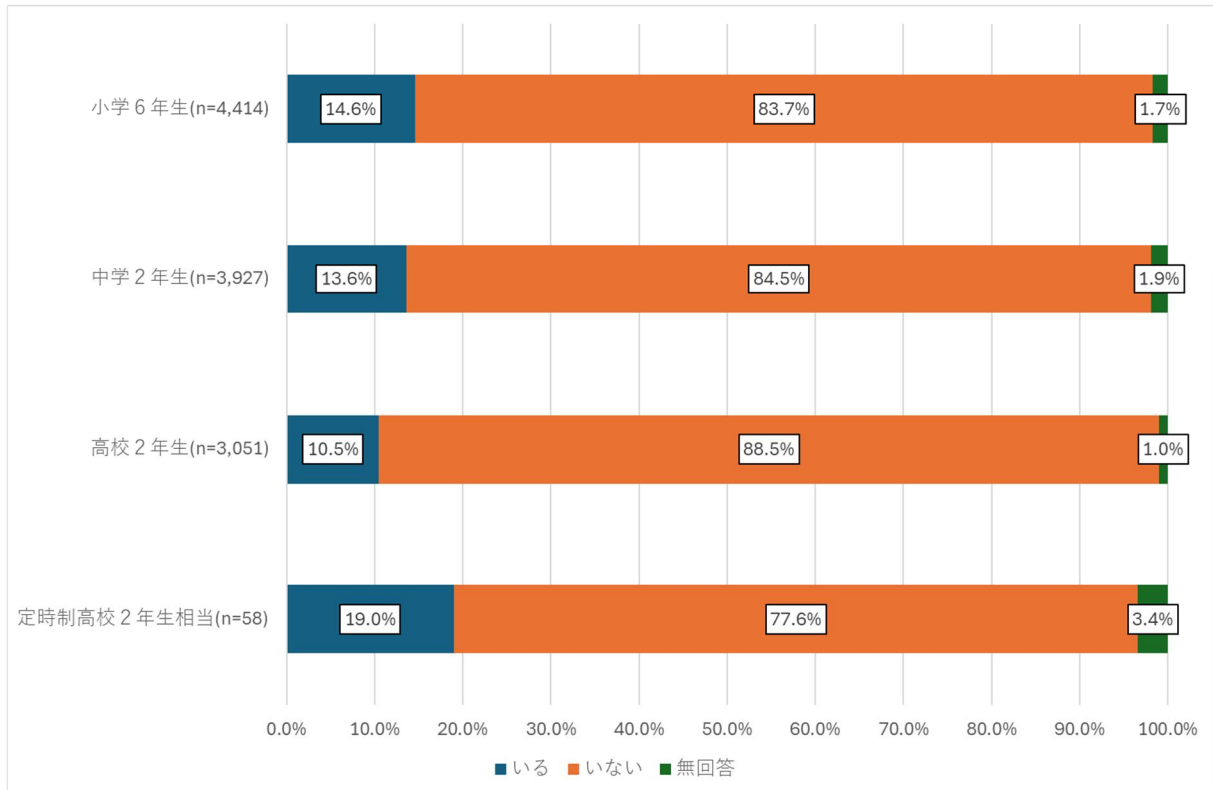
年 度	H30	R元	R2	R3	R4	R5
乳児院 入所児童数	78人	78人	66人	69人	51人	51人
児童養護施設 入所児童数	701人	694人	712人	687人	701人	645人
里親等 委託児童数	301人	329人	343人	348人	358人	382人
計	1,080人	1,101人	1,121人	1,104人	1,110人	1,078人
里親等委託率	27.9%	29.9%	30.6%	31.5%	32.3%	35.4%

※ 各年度末時点の委託及び入所状況

⑤ヤングケアラー

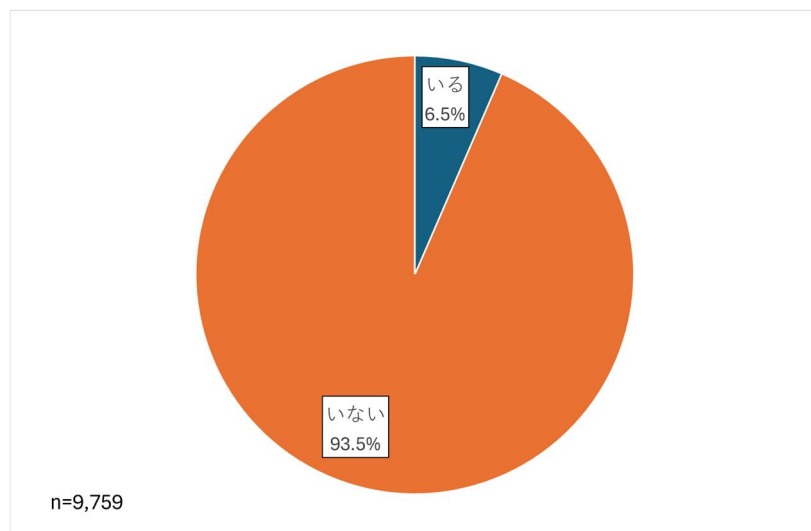
県が実施した調査（「ヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究」令和5年3月）によると、小学6年生の14.6%が「世話をしている家族がいる」と回答しており、全国調査（日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」令和4年3月）の6.5%と比べて、高い値を示しています。

（図表20）世話をしている家族の有無（県）：単数回答



資料：千葉県児童家庭課「ヤングケアラーの実態調査とその支援に関する調査研究報告書」（令和4年度）

※参考：国調査（小学6年生）：世話をしている家族の有無



資料：日本総合研究所「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」（令和4年3月）

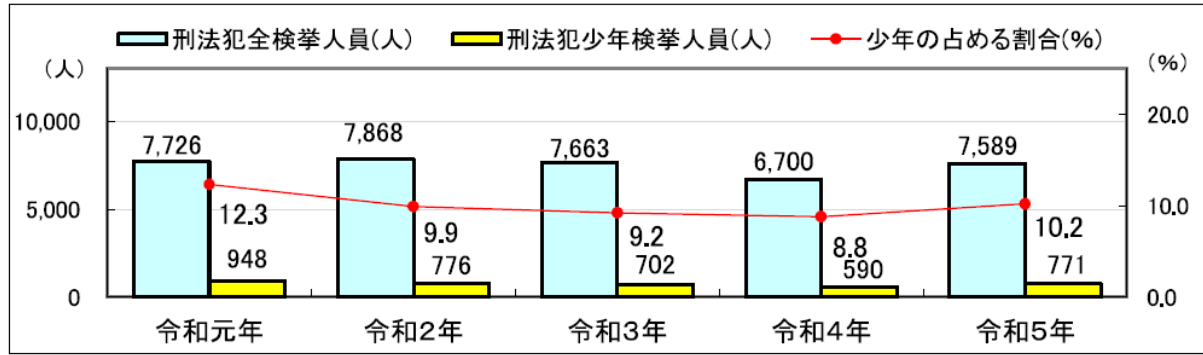
⑥非行

少子化で、こどもの数が減少している一方、刑法犯罪少年検挙数の数値によると、少年検挙人員の全犯罪検挙人員に占める割合は変わらず、1割程度います。

また、刑法犯少年の再犯者率は、3割前後を推移しています。

(図表 2 1) 刑法犯少年検挙数の推移

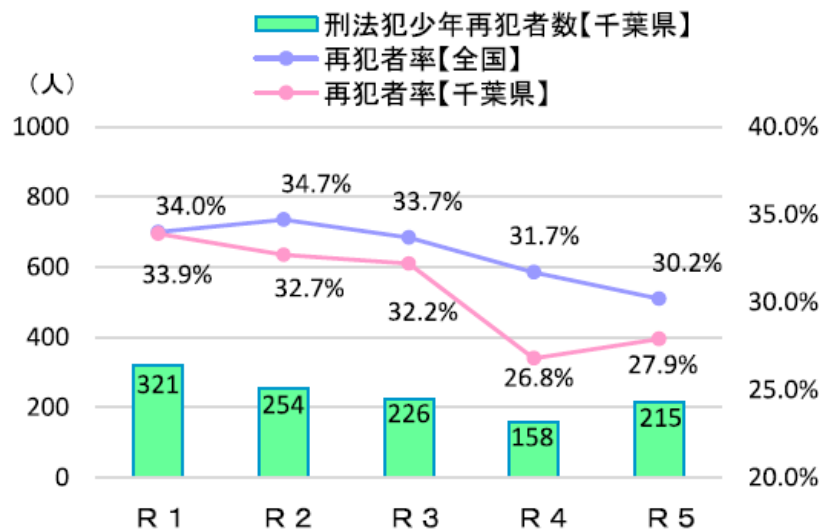
《刑法犯少年検挙人員の推移》



資料：千葉県警察本部「ちばの少年非行」(令和6年版)

(図表 2 2) 刑法犯少年の再犯率

《刑法犯少年の再犯者率(全国・千葉県)》

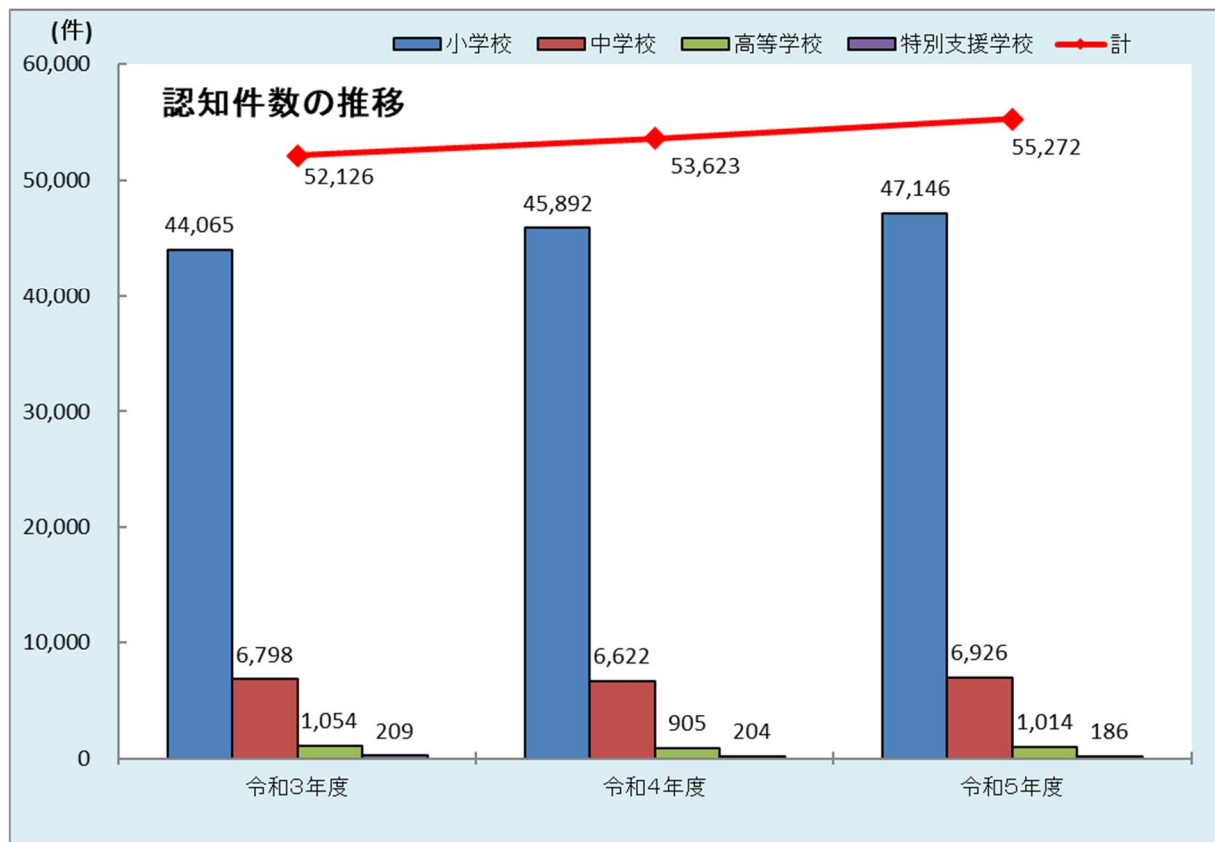


資料：千葉県警察本部「ちばの少年非行」(令和6年版)

⑦いじめ

いじめ認知件数は、全体として年々増加しており、特に、小学校は増加を続けています。

(図表 2 3) いじめ認知件数の推移 (県)

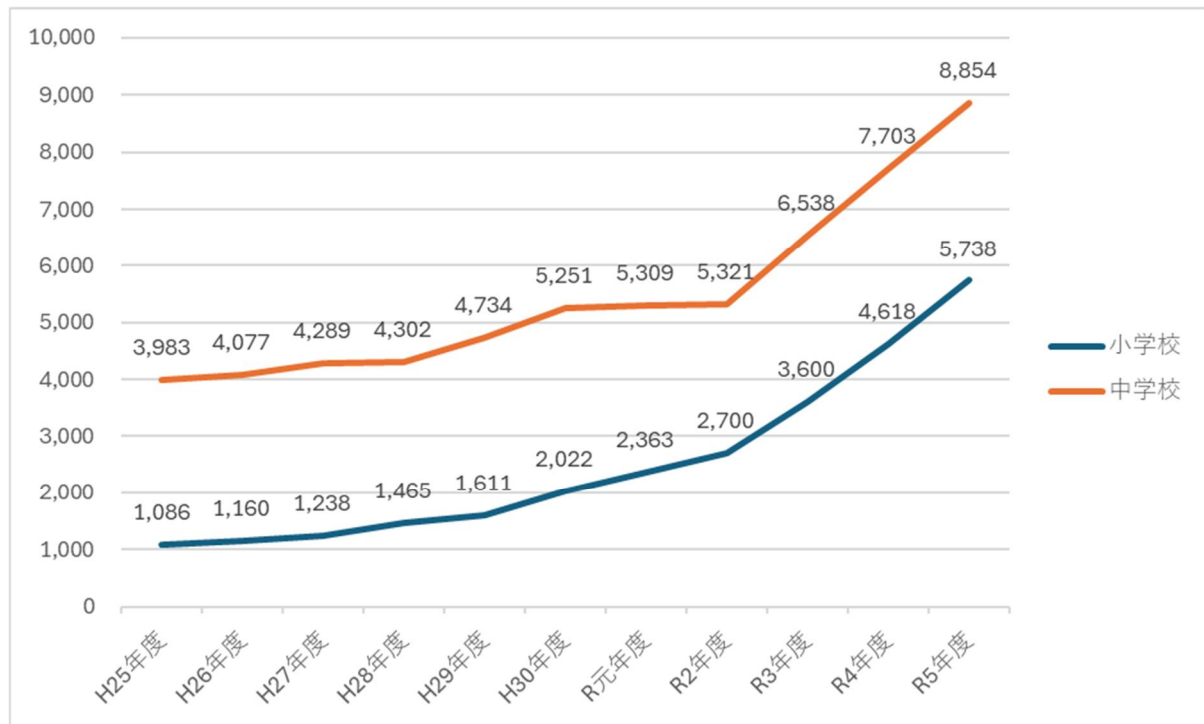


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和5年度)

⑧不登校

不登校児童生徒の数は増加傾向にあり、特に新型コロナウイルス感染拡大のあった令和2年度以降、大きく増加しています。

(図表2-4) 不登校児童生徒数の推移(県)

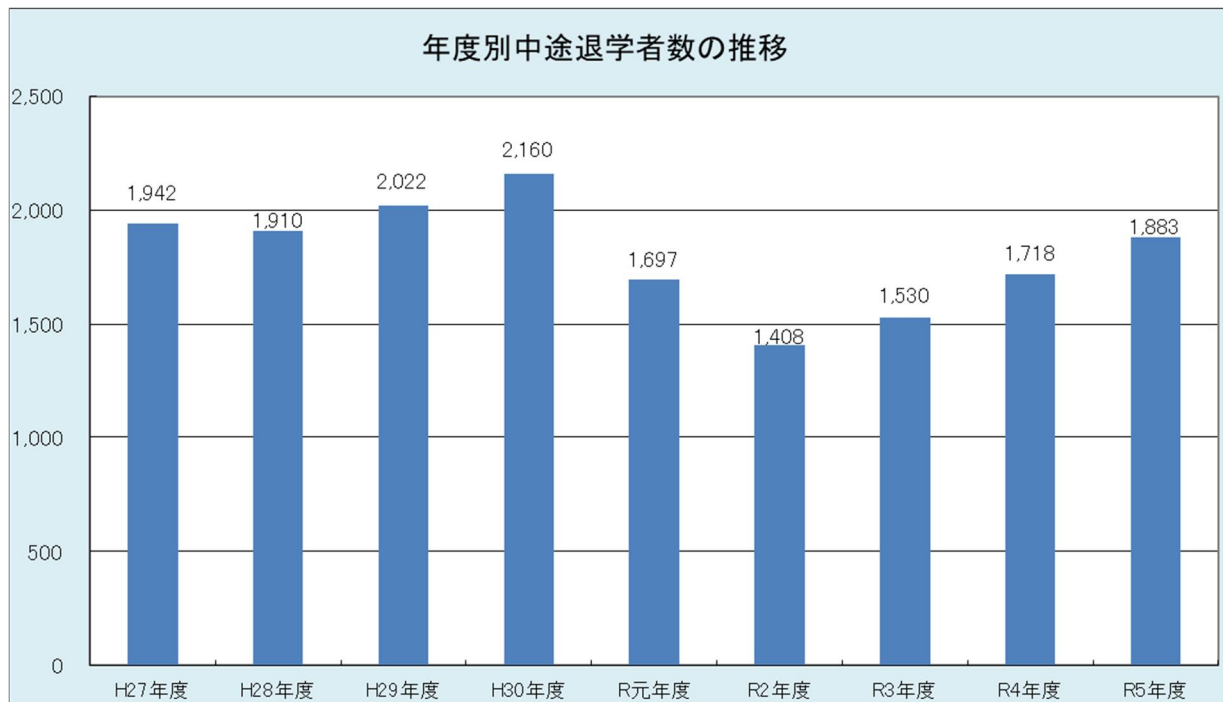


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和5年度)

⑨高校中途退学者数

高校の中途退学者数は、令和になって減少したものの、近年は増加の傾向にあります。

(図表 2 5) 年度別中途退学者数の推移 (県)



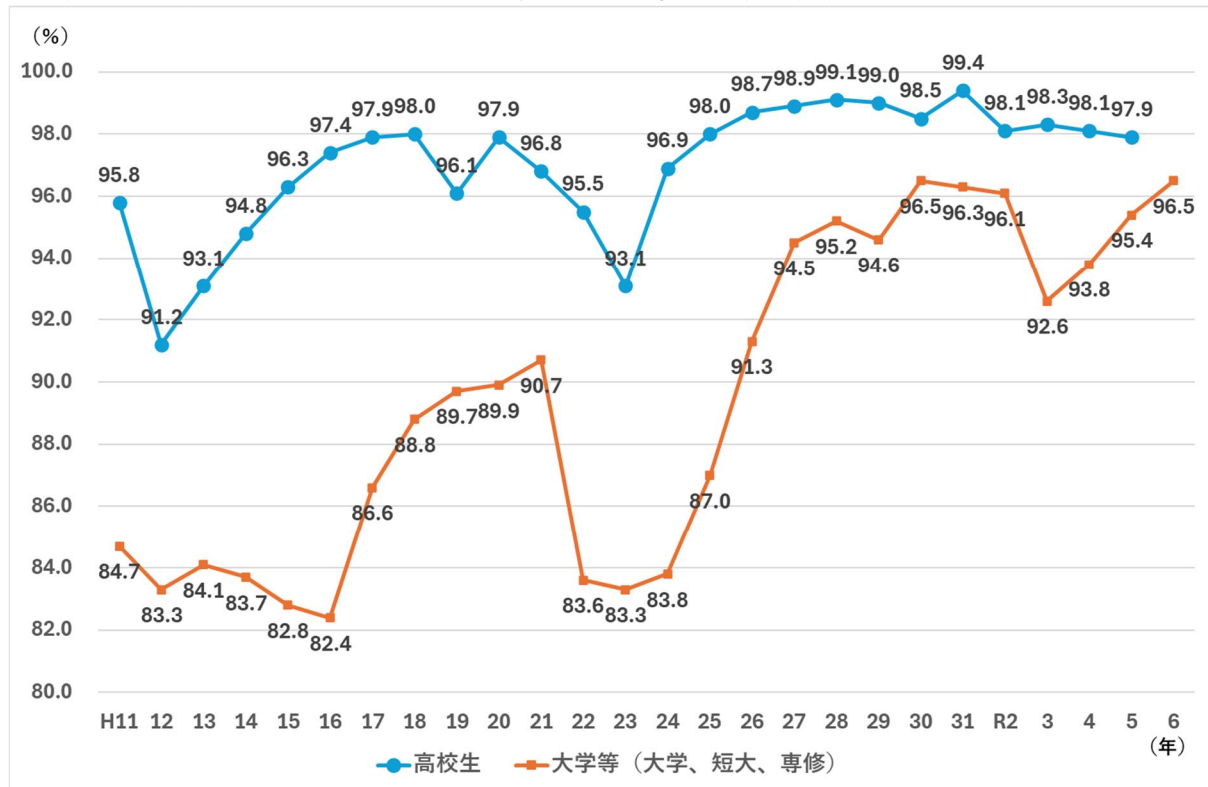
資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和5年度)

⑩若者の自立等

若者が自立し、社会で活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが重要であり、また、働く場は、生活の糧を得るだけではなく、成長や自己実現の場でもあります。若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮していけるよう、困難な状況にある若者の自立や社会参加に向けた支援等の取組の推進が求められます。

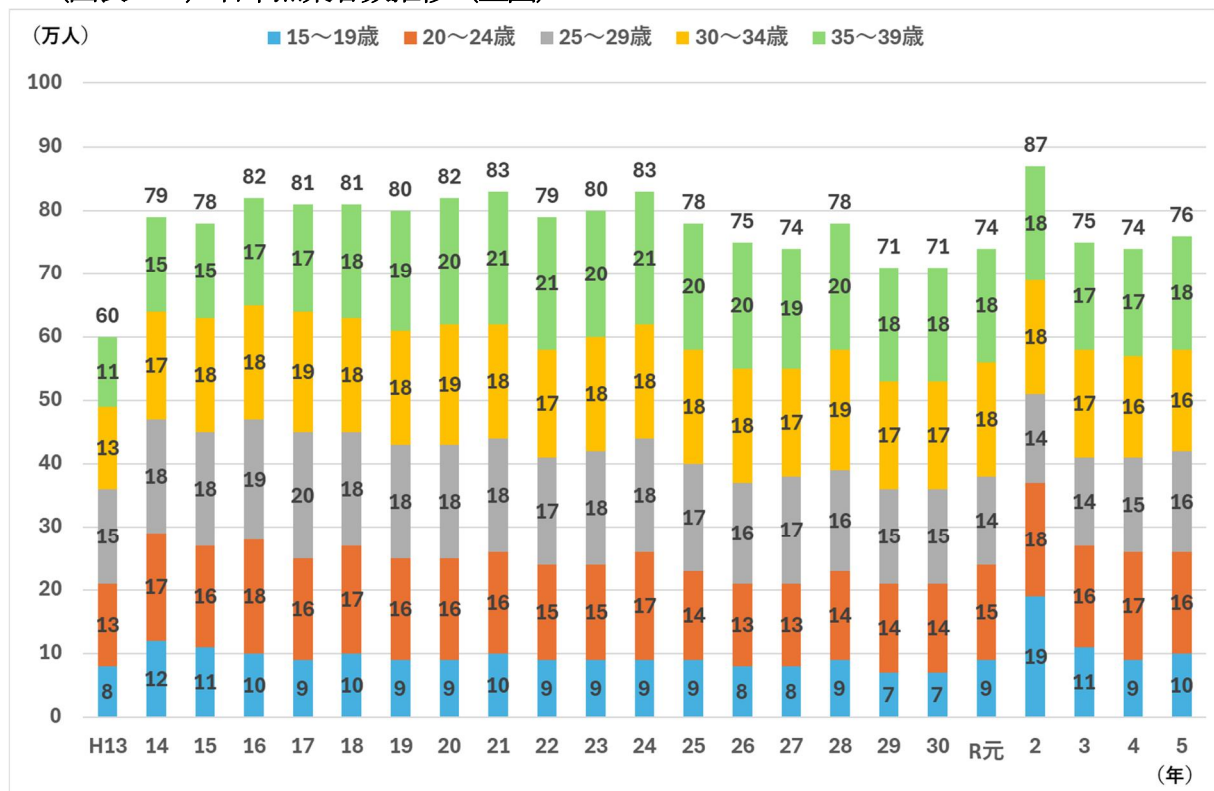
新規学卒者の就職率は9割を超えていますが、令和5年の全国の若年無業者（ニート）の推計は、76万人となっており、コロナ禍前の水準まで減少したものの、依然高止まりしています。

（図表26）高校・大学等の新規学卒者の内定状況推移（県）



資料：厚生労働省千葉労働局「令和6年3月新規学校卒業者の就職内定状況等について」
※大学等は4月1日現在、高校生は6月末現在における数値

(図表 2 7) 若年無業者数推移 (全国)



資料：総務省統計局「労働力調査（基本集計）」

※平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたもの

⑪ひきこもり状態にある人の状況

令和4年（2022年）の国の調査によると、全国の若者の約2%が広義のひきこもり状態とされています。

(図表 2 8) ひきこもりに関する状況等 (全国、15歳～39歳対象調査)

状況	有効回収数に占める割合	概要	
普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する	0. 9 5 %	準ひきこもり	広義のひきこもり
普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0. 7 4 %	狭義のひきこもり	
自室からは出るが、家からは出ない	0. 3 0 %		
自室からほとんど出ない	0. 0 6 %		
合計	2. 0 5 %	—	

資料：内閣府「子ども・若者の意識と生活に関する調査」（令和4年度）

(4) グローバル化の状況等

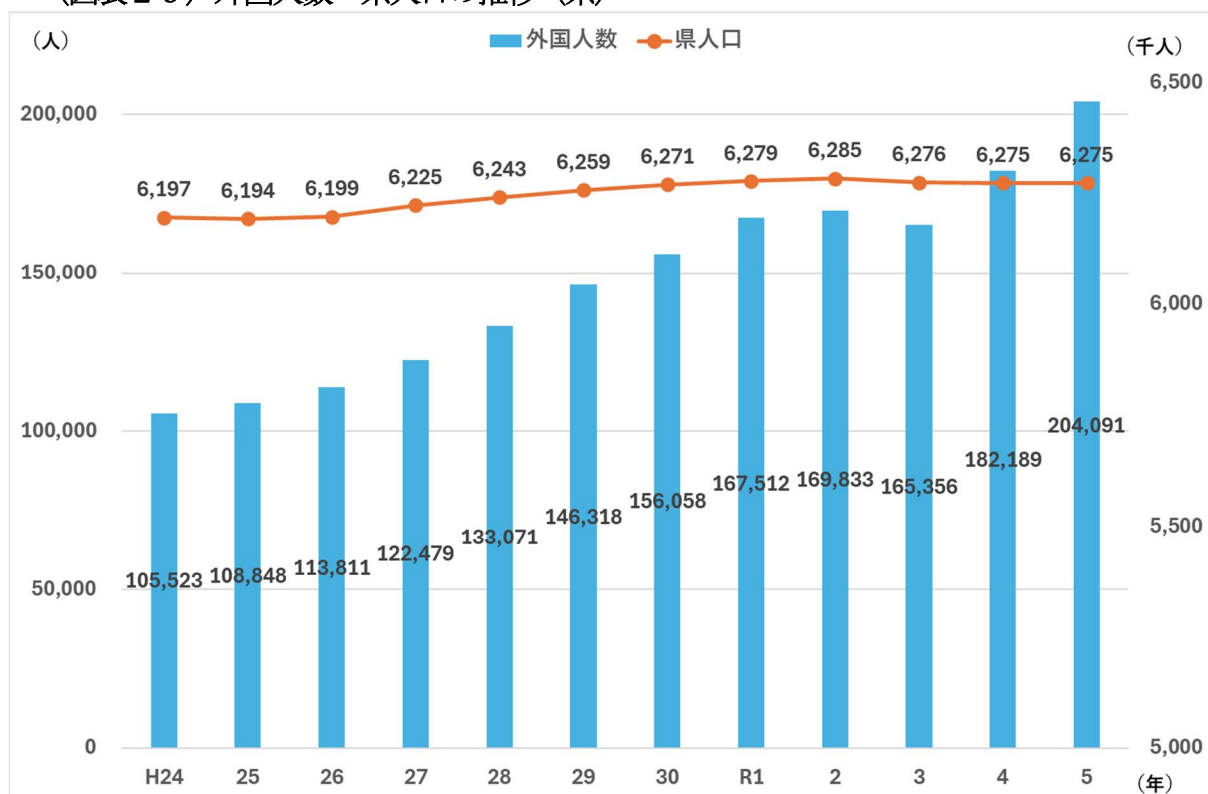
私たちの社会は、性別、国籍及び文化的背景、性的指向及び性自認など様々な違いがある人々で構成されています。

本県の外国人数は令和5年（2023年）12月時点で、20万4,091人と過去最高となり、近年、増加傾向にあります。平成24年（2012年）からの県人口と外国人数の増加率を比較すると、県人口の約1%増に対し、外国人数は約93%増と大幅に増加しています。

こうした中、日常生活に必要な日本語でのコミュニケーション能力が十分でない、日本語指導が必要な児童生徒数も増加傾向にあり、日本語指導等の支援の充実が求められています。

また、民間企業等の複数の調査結果を踏まえると、およそ3%から10%の人がLGBTであると推定されます。性別違和については、中学生までに自覚していた人が多いとの調査結果もあります。

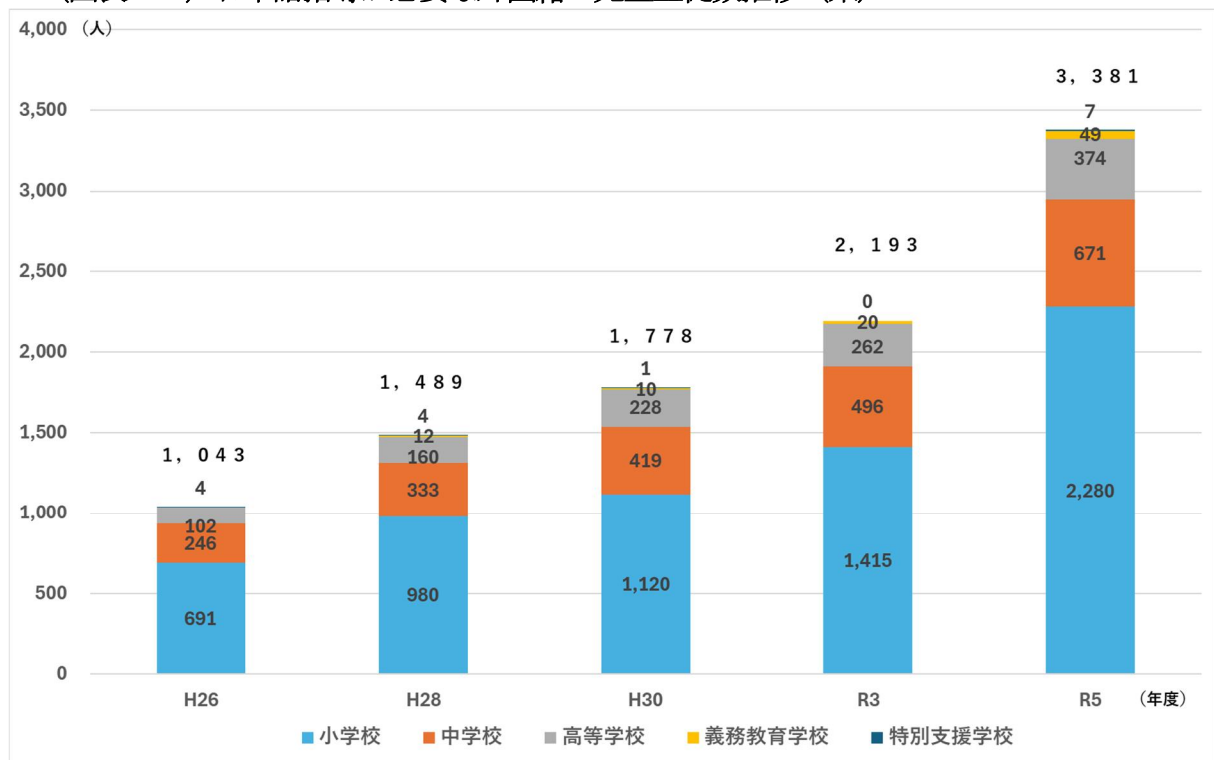
(図表29) 外国人数・県人口の推移 (県)



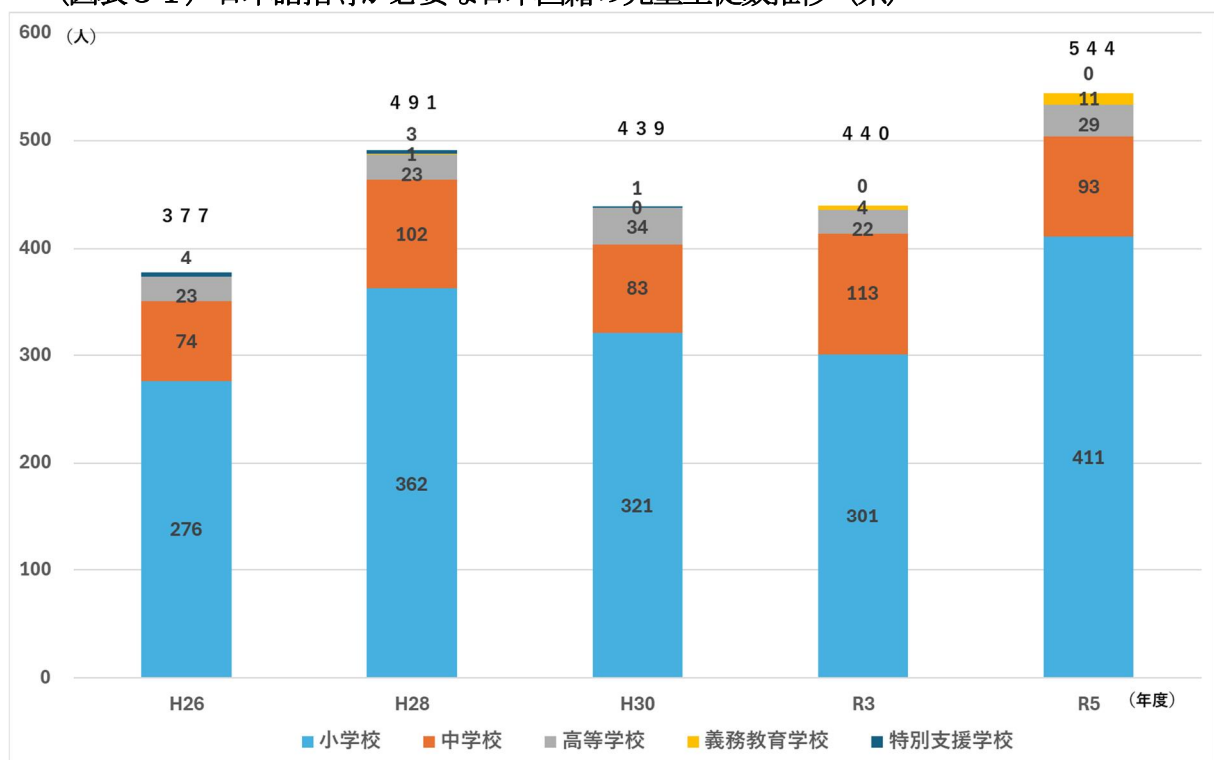
資料：法務省「在留外国人統計（2023年12月末）」、千葉県統計課「千葉県毎月常住人口調査（12月調査）」

※県人口は各年12月1日現在のものです。

(図表 3 0) 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数推移 (県)



(図表 3 1) 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数推移 (県)



資料：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

(5) 生命・安全の危機

令和4年（2022年）の年齢階級別死因割合によると、本県の15歳から39歳までの死因の1位は自殺となっています。

思春期はこどもからおとなへの移行期に当たり精神的な安定を損ないやすい時期であることから、自殺を防ぐ体制の充実が求められています。

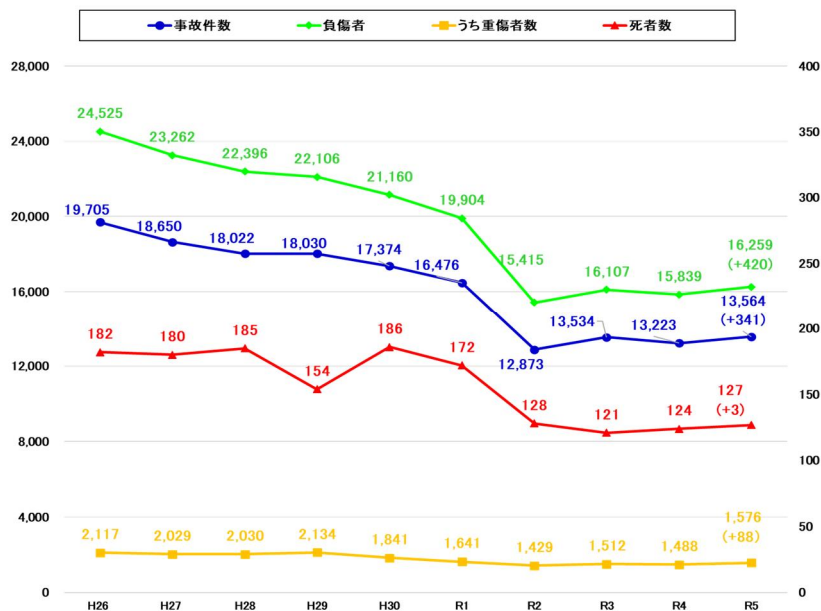
(図表32) 年齢階級別死因割合（県） 令和4年（2022年）

年齢階級	1位		2位		3位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
10～14歳	その他	12	自殺	7	悪性新生物	7
15～19歳	自殺	37	不慮の事故	16	その他	15
20～24歳	自殺	58	不慮の事故	15	その他	13
25～29歳	自殺	71	その他	22	悪性新生物	11
30～34歳	自殺	52	悪性新生物	34	その他	26
35～39歳	自殺	61	悪性新生物	58	その他	46
40～44歳	悪性新生物	101	自殺	83	その他	80
45～49歳	悪性新生物	219	その他	168	高血圧性疾患	100
50～54歳	悪性新生物	423	その他	283	高血圧性疾患	186

資料：厚生労働省「人口動態統計」（令和5年度）

交通人身事故の発生件数、重傷者数、死者数は減少傾向にあるものの、通学中の児童が死傷した痛ましい事故の原因となった飲酒運転など、重大な交通事故の発生につながる危険運転等が後を絶たないことから、交通安全教育や登下校での見守り等、交通事故の防止に向けた更なる取組が求められています。

(図表 3 3) 交通人身事故件数・負傷者数・重傷者数・死者数の推移 (県) (H26～R5)

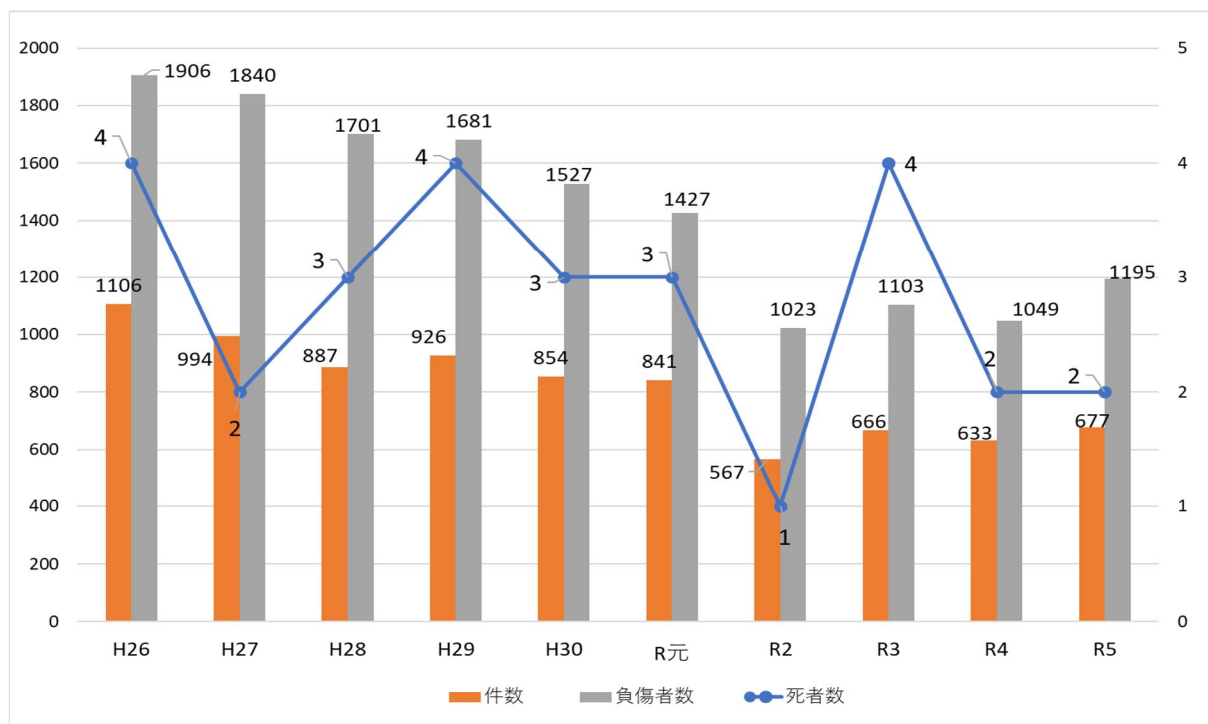


注1：重傷者数は、負傷者数の内数を示す。

2：() 内の数値は、前年比を示す。

資料：千葉県警察本部交通部交通総務課「令和5年中における交通人身事故の発生状況について」(令和5年)

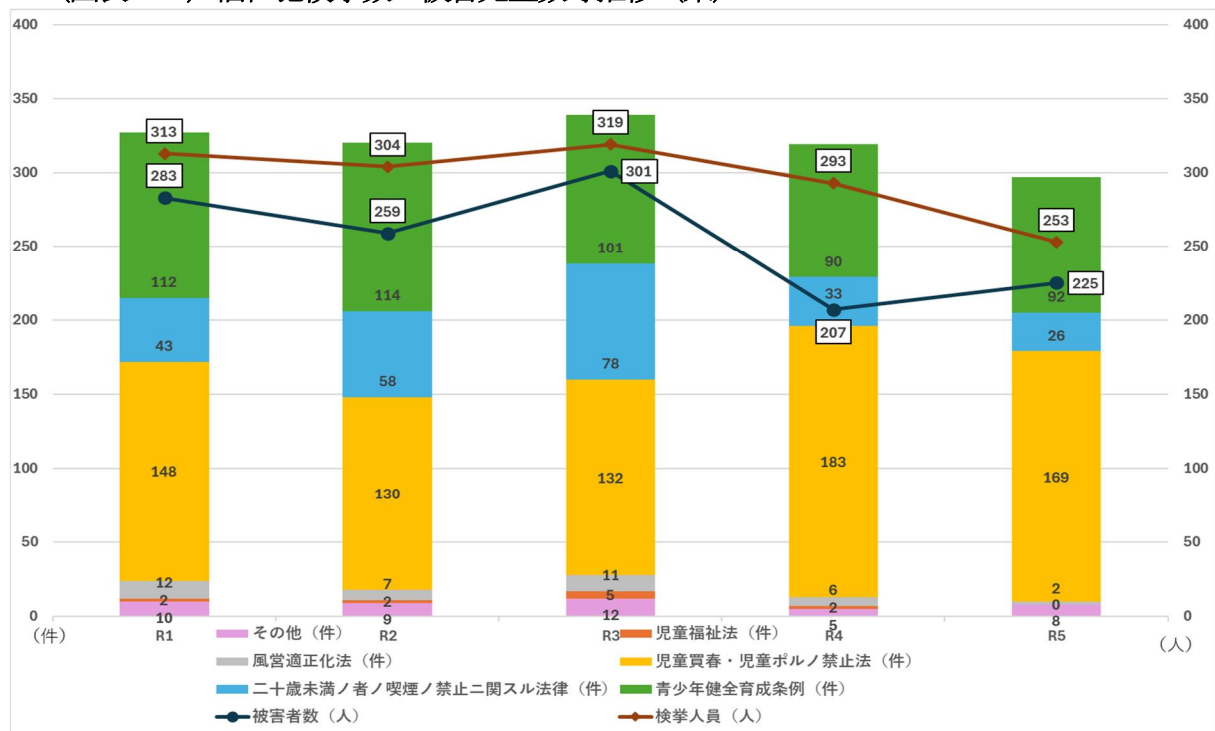
(図表 3 4) 県内におけるこども(中学生以下)の交通事故の推移



資料：千葉県警察本部交通部交通総務課

性被害、消費者被害等の事件・事故に巻き込まれるケースが後を絶たない状況にある中、こども・若者の生命・安全確保の徹底に向けた取組が求められています。

(図表 3 5) 福祉犯検挙数・被害児童数等推移 (県)

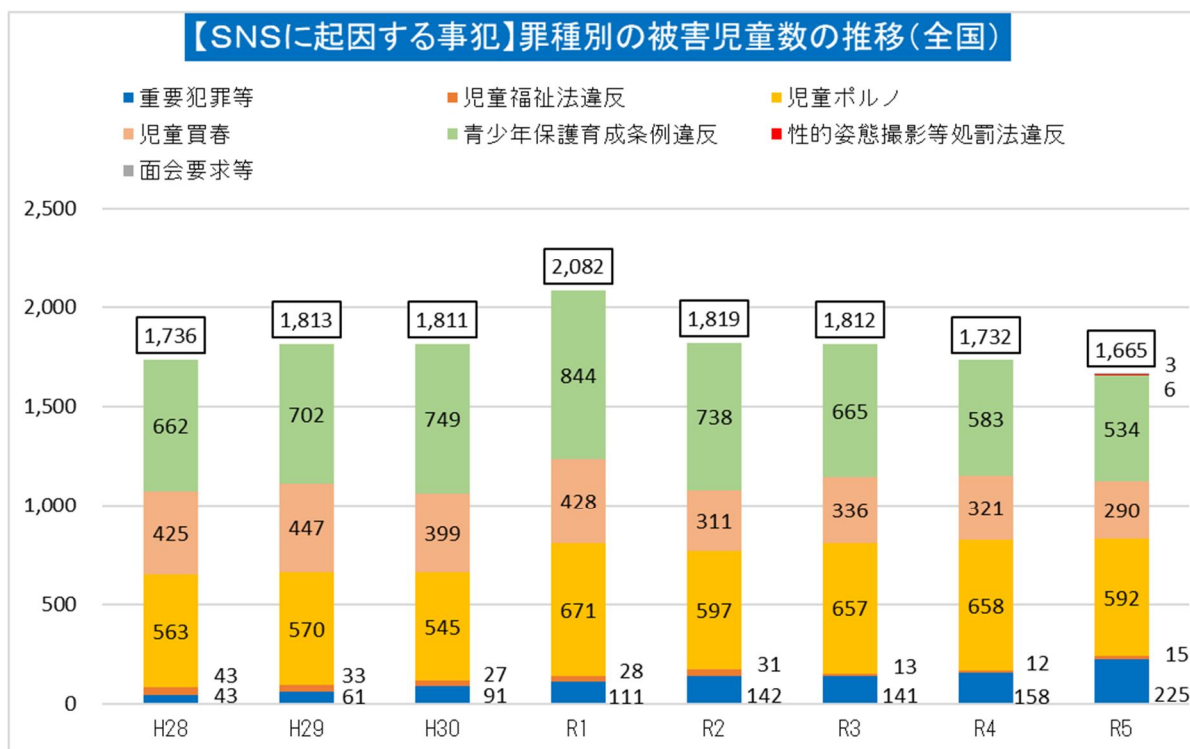


資料：千葉県警察本部「令和6年版ちばの少年非行」

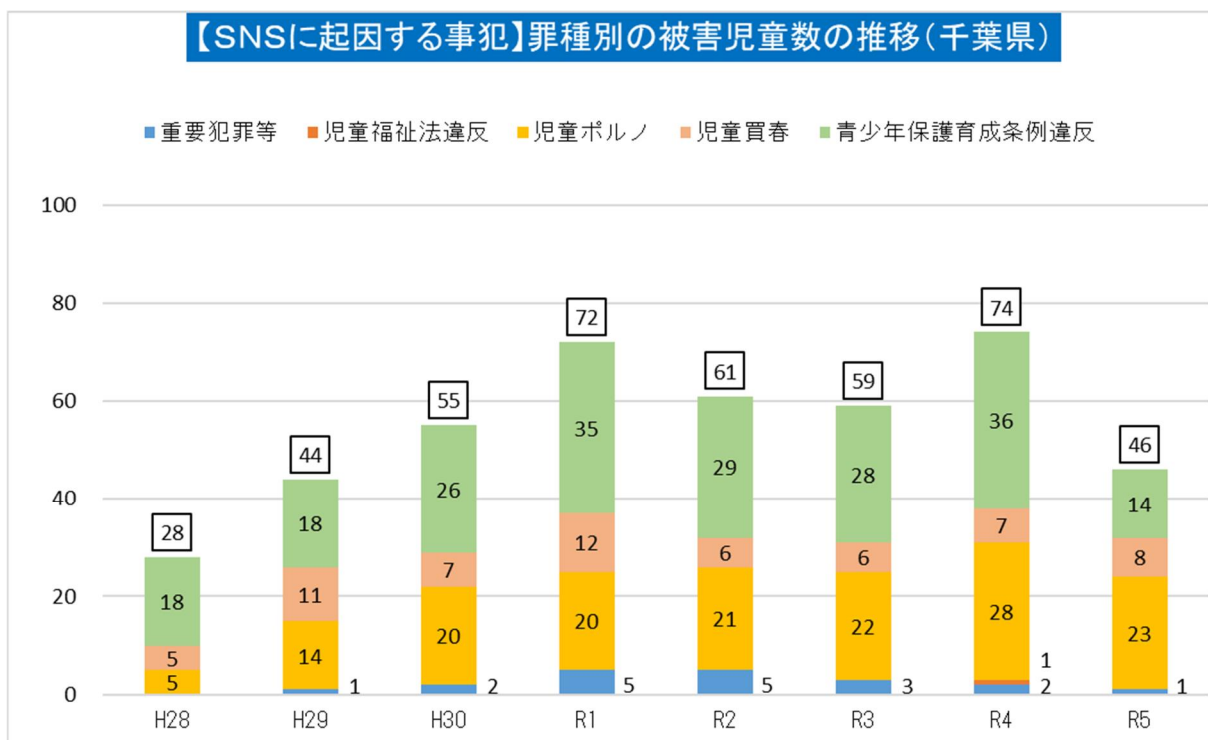
※福祉犯とは、「少年の福祉を害する犯罪」のことで、児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え、健全な育成を著しく阻害する犯罪のことを指す。

令和5年のSNSに起因する事犯の被害児童数は1,665人で、横ばいの状況にあり、引き続き対策が求められます。

(図表36) 【SNSに起因する事犯】罪種別の被害児童数の推移



資料：警察庁



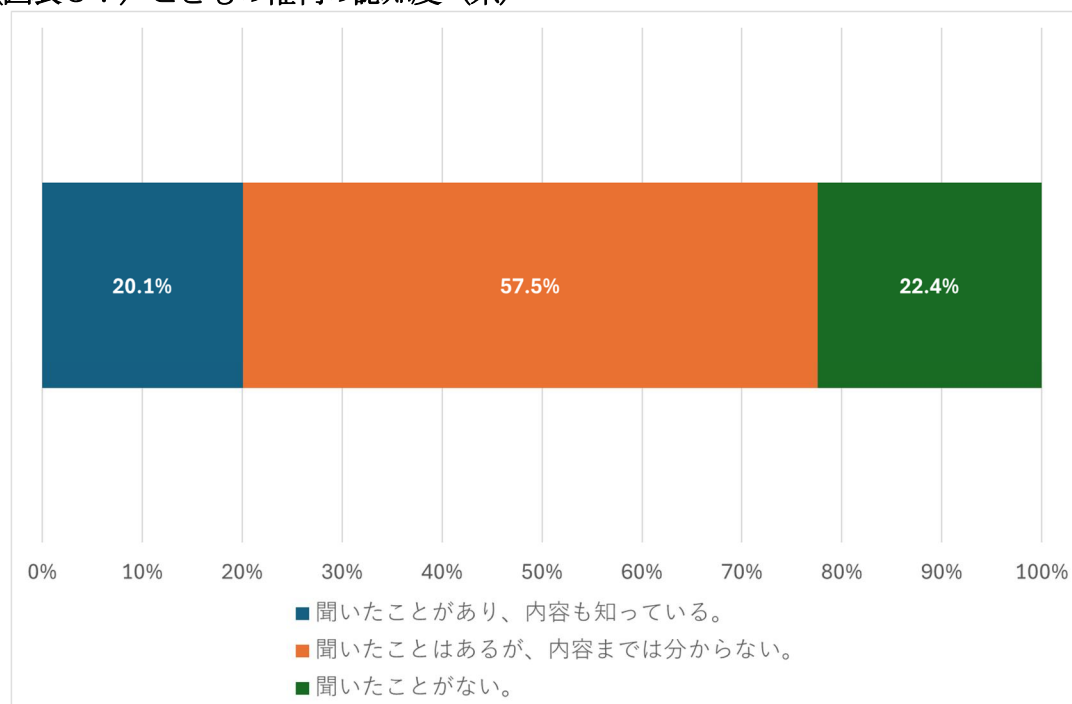
資料：千葉県警察本部少年課

(6) こどもの権利の現状

我が国が平成6年（1994年）に批准した「児童の権利に関する条約（以下、「こどもの権利条約」という。）」は、こどもを「権利をもつ主体」と位置づけ、大人と同じく、ひとりの人間として持っている権利とともに、保護や配慮が必要な弱い立場にあるこどもたちが支援を受ける権利も認めています。

こどもが自分を「かけがえのない存在」と意識するためには、自分が持つ「人権」について知らされ、理解し、行使できるようになっていることが重要ですが、県の調査によると、こどもの権利について「聞いたことがあり、内容も知っている」児童・生徒は約20%です。

(図表37) こどもの権利の認知度（県）

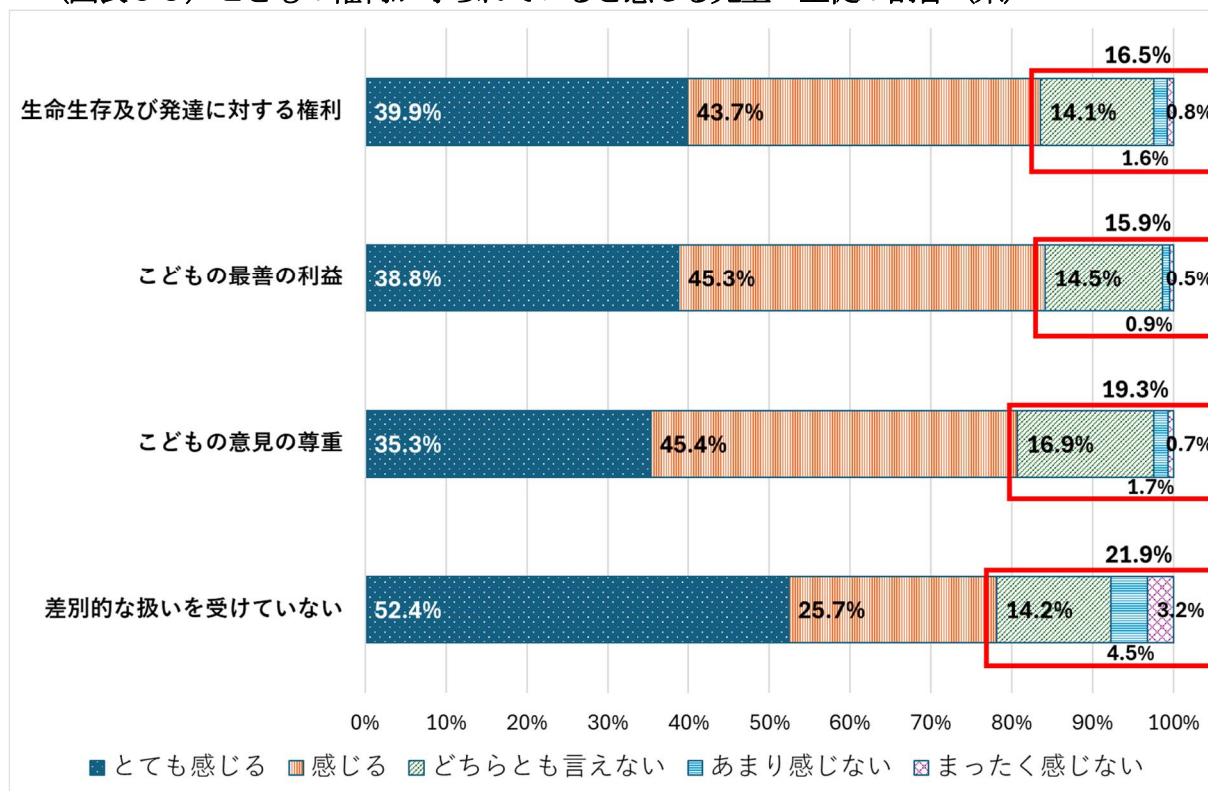


資料：千葉県子育て支援課「(仮称) 千葉県こども計画策定に係るこどもの意見反映のための調査」令和6年度
※ランダムに選ばれた県内の調査協力校155校に在籍する、小学5年生から高校3年生までの児童・生徒約50,000人を対象
(回答率70.7%)

また、こどもの権利の擁護が図られ、将来にわたり幸福な生活を送る社会を実現するためには、大人もこどもの権利について十分理解する必要があります。

国連子どもの権利委員会からは「日本における子どもを権利を持つ人間として尊重しない伝統的な見方が、子どもの意見に対する考慮を著しく制限している」との指摘を受けており、県の調査においても、「こどもの権利条約のいわゆる4つの原則」を約15%から20%の児童・生徒が守られていないと感じています。

(図表38) こどもの権利が守られていると感じる児童・生徒の割合 (県)



資料：千葉県子育て支援課「(仮称) 千葉県こども計画策定に係るこどもの意見反映のための調査」令和6年度

※ランダムに選ばれた県内の調査協力校155校に在籍する、小学5年生から高校3年生までの児童・生徒約50,000人を対象
(回答率70.7%)